

令和2年度版
業務概要
(令和元年度実績)

秋田県中央児童相談所
秋田県北児童相談所
秋田県南児童相談所

目 次

1	児童相談所の沿革・現況	1
(1)	沿革	1
(2)	現況	3
(3)	管内概況	4
2	令和2年度運営方針及び事業計画	5
(1)	令和2年度運営方針	5
(2)	令和2年度主要事業	6
(3)	令和2年度年間事業計画	7
3	児童相談所の組織及び職員の配置状況	8
(1)	職員の配置状況	8
(2)	組織図	8
4	児童相談所の機能	10
5	児童相談の種別及び内容	11
6	令和元年度事業実施状況	12
7	相談の受付状況	13
(1)	受付件数の推移	13
(2)	経路別受付状況	14
(3)	年齢別受付状況	16
(4)	養護相談主訴別受付状況	18
(5)	非行相談主訴別受付状況	19
(6)	いじめに関する相談	21
8	相談の処理状況	22
(1)	相談種別処理状況	22
(2)	児童福祉施設入所・通所、里親委託の措置及び障害児施設契約状況	24
(3)	里親委託の状況	25
9	虐待相談の状況	26
(1)	受付件数	26
(2)	処理件数	26
10	電話相談の状況	27
(1)	「子ども・家庭110番」の相談状況	27
(2)	「24時間・365日電話相談」の相談状況	28
(3)	「メール相談」の相談状況	29

11	児童福祉司活動状況	30
(1)	相談活動状況	30
(2)	児童福祉司指導ケースの指導状況（法第27条第1項第2号）	31
(3)	施設入所ケースの指導状況（法27条第1項第3号）	32
(4)	面接調査等の状況	33
12	児童心理司業務	34
(1)	児童心理司業務実施状況（延件数）	34
A	児童心理司による相談件数	34
B	児童に対する心理検査実施件数	35
C	相談種別の相談件数	36
D	巡回児童相談での相談件数	37
E	巡回児童相談での相談件数（市町村別）	37
(2)	児童心理司業務実施状況（延人数）	38
(3)	諸証明書発行件数	39
13	一時保護業務	40
(1)	一時保護の状況	40
(2)	性別・年齢別状況	41
(3)	出身地区別状況	42
(4)	保護日数状況	43
(5)	保護終了後の処遇	44
(6)	週間児童生活プログラム	45
14	保健業務	46
(1)	児童に対する医学診断指導及び保健指導実施状況	46
(2)	嘱託医（精神科医）の業務実績	47
(3)	医学診断実施状況	47
15	家庭・地域への援助事業	48
(1)	巡回児童相談実施状況	48
(2)	研修生・実習生指導	49
(3)	施設見学者への対応	49
(4)	地域子育て支援啓発活動への協力（講師派遣）	50
16	児童虐待防止対策事業	52
(1)	要保護児童対策地域協議会の指導	52
(2)	啓発活動の実施	52
(3)	家族関係再構築支援事業	53
○	児童福祉施設一覧	54
○	中央児童相談所案内図	55
○	北・南児童相談所案内図	56
○	福祉団地施設配置図	

1 児童相談所の沿革・現況

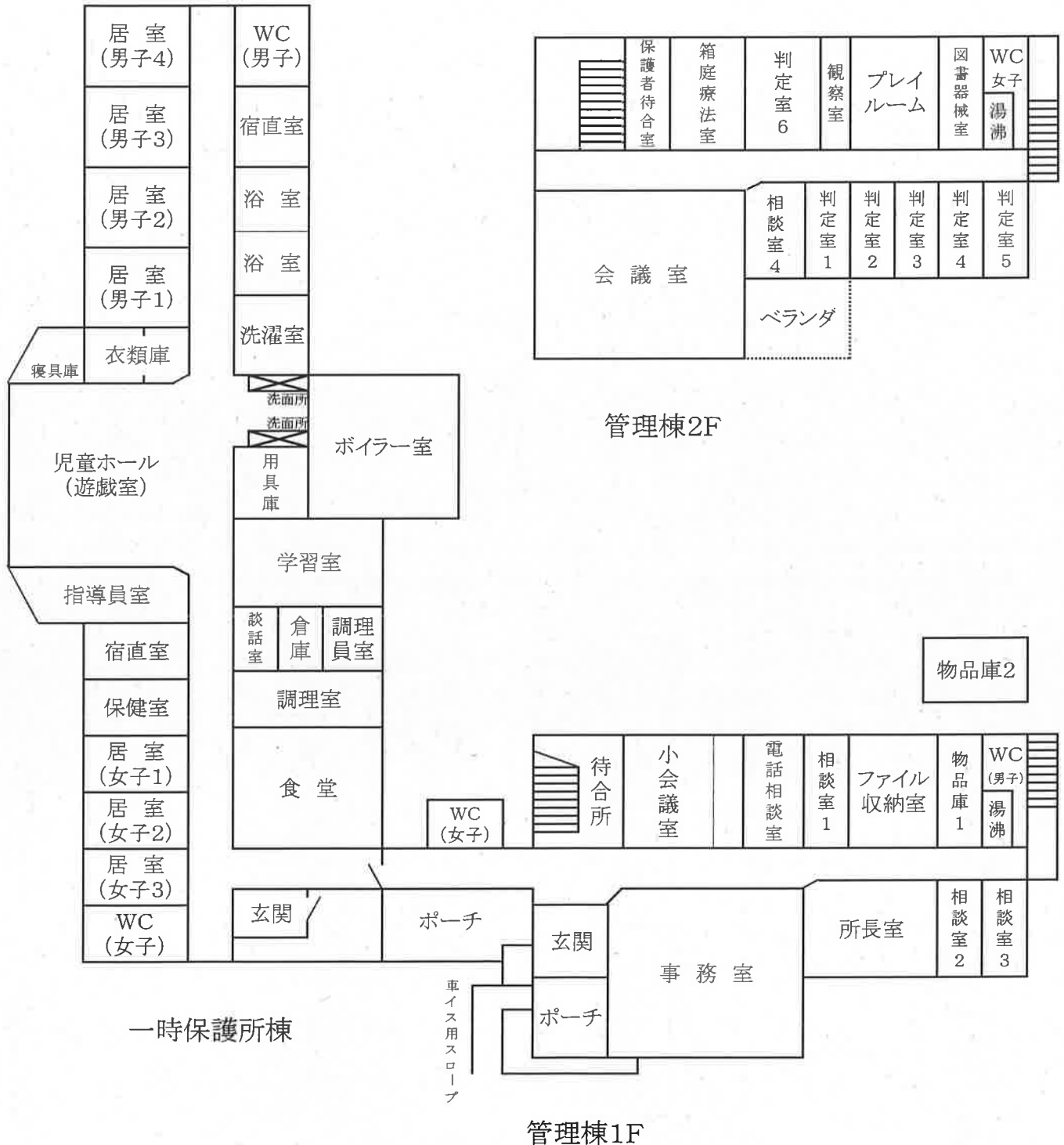
(1) 沿革

<昭和>	
22. 12. 12	児童福祉法公布
23. 6. 1	秋田市中亀ノ丁にある感恩講児童保育院の一部を借用して設置
24. 2. 1	事務室(49.5㎡)、炊事室(33㎡)、浴室(16.5㎡)を増築
24. 12. 11	女子保護室(49.5㎡)を増築
25. 4. 1	児童相談所の機能強化のため、児童福祉司5名を増員し、地方における地域活動を強化し、地方事務所駐在制をとる
26. 10. 1	児童福祉司を地方事務所民生課勤務とした
28. 4. 1	児童福祉司を地方事務所民生課勤務から、中央児童相談所勤務とし、地方事務所は兼務とした
29. 5. 1	児童福祉司を地方事務所勤務と改めた
30. 9. 1	秋田県条例第26号により福祉事務所が設置された
32. 6. 30	秋田市手形東新町上町(秋田県労働学校跡)に移転。面接室、判定室、学習室等の改築を行ったほか、男児室(2)、小児室(1)、静養室(1)及び浴室など一時保護所分として増築した
39. 4. 1	家庭相談室が各県福祉事務所に設置され、地方における児童相談業務が強化された
40. 4. 11	増築分49.5㎡、改築分663.3㎡の工事に着工、同年8月30日竣工
42. 4. 1	行政組織規則の改正により係制が設けられる(管理係、相談判定係(児童福祉司含む)、一時保護係)
45. 4. 1	行政組織規則の一部改正により相談判定係を相談調査係と判定係の二係に機構を改め強化される
47. 10. 6	秋田市新屋町字下川原の現在地(福祉団地)に新庁舎が着工される
48. 4. 1	行政組織規則の一部改正により機構が改められ、所長補佐が次長に、管理課(管理係、相談調査係)、判定課(判定係、一時保護係)の二課制となる
48. 7. 30	新庁舎落成式挙行
49. 3. 30	エネルギーセンター設置(220㎡)
53. 7. 7	職員会館設置(106.8㎡)
54. 3. 31	第2物品庫設置(32.4㎡)
57. 4. 1	行政組織規則の一部改正により総務課(総務係)、相談措置課(児童福祉司、相談調査係)、判定指導課(判定係、一時保護係)に強化される
<平成>	
2. 10. 11	家庭支援相談等事業(子ども・家庭110番事業)実施
3. 7. 1	ふれあい心の友訪問援助事業実施、不登校児童短期宿泊指導実施
4. 11. 17	ボイラ新設(事務所単独へ)、同年11月24日エネルギーセンターのボイラ廃止(集中)
6. 4. 1	行政組織規則の一部改正により係制を担当制に改め、総務課(総務担当)、相談措置課(児童指導担当、相談調査担当)、判定指導課(判定担当、保健担当、一時保護担当)3課6担当とする
10. 4. 1	改正児童福祉法施行
12. 4. 1	組織改正により、担当を班制に改め、総務班、児童指導班、相談調査班、判定班、一時保護班の5班とする(次長及び課は廃止する)
12. 11. 1	児童虐待の防止等に関する法律施行
13. 4. 1	中央児童相談所北支所(大館市)、南支所(横手市)が、健康福祉センター内に設置される
16. 10. 1	児童虐待の防止等に関する法律の一部改正施行
16. 12. 3	改正児童福祉法公布、同日から順次施行
17. 4. 1	行政組織規則の一部改正により北支所及び南支所を北児童相談所及び南児童相談所として機能強化。中央児童相談所に企画・児童虐待対応班(児童福祉司3名)を新設し、児童相談員5名を配置し24時間365日相談体制を構築、判定班を児童心理班とし、心理判定員を児童心理司に名称変更
18. 4. 1	企画・児童虐待対応班と相談調査班を統合し、児童虐待対策・相談班とする
20. 4. 1	児童虐待の防止等に関する法律の一部改正施行
22. 4. 1	改正児童福祉法施行
24. 4. 1	民法等の一部を改正する法律施行(親権停止の創設等)
25. 4. 1	家事事件手続法施行
29. 4. 1	児童福祉法等の一部を改正する法律施行

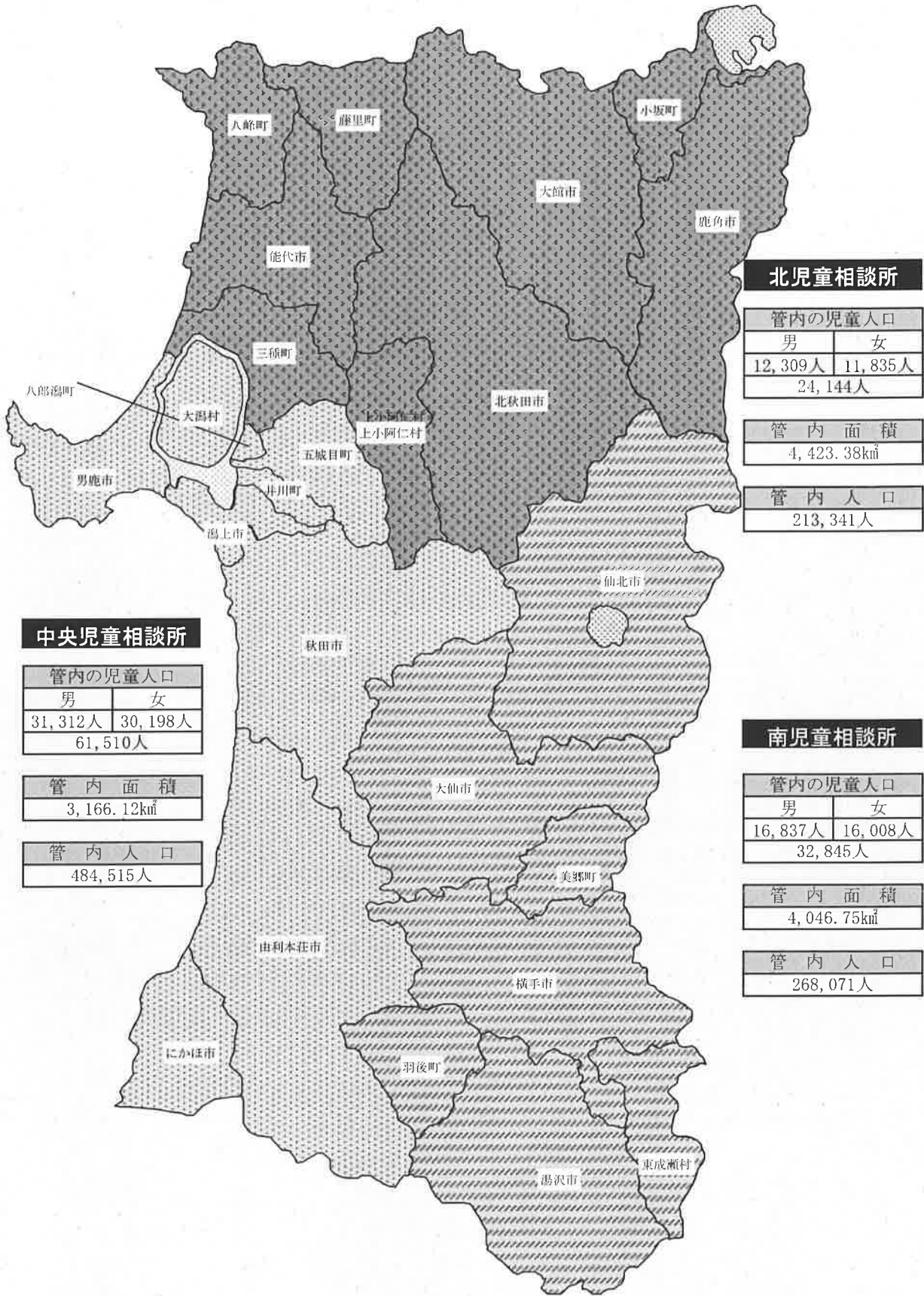
<平成>	
30. 4. 2	児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律施行
<令和>	
2. 4. 1	北児童相談所及び南児童相談所の児童相談班を相談第一班、相談第二班とする
2. 4. 1	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律施行

(2) 現 況

- ・所在地 〒010-1602 秋田市新屋下川原町1番1号 電話 (018) 862-7311
FAX (018) 824-4010
- ・設立年月日 昭和23年6月1日
- ・現庁舎設立 昭和48年3月31日
- ・敷地面積 7,640㎡
- ・建物面積 管理棟659.89㎡ 一時保護所棟651.22㎡



(3) 管内概況



<秋田県人口>

区分	男	女	計	総面積
総人口	454,251人	511,676人	965,927人	(R1. 10.1現在)
児童人口 (0~17才まで)	60,458人	58,041人	118,499人	11,636.25km ²

[調査統計課 令和元年10月1日現在]

2 令和2年度運営方針及び事業計画

(1) 令和2年度運営方針

◆ 基本目標

児童の最善の利益を尊重した子育て支援の展開

◆ 重点目標

1 児童の権利の保障

児童の相談・支援に当たっては、全ての児童の幸福を図るという、児童憲章及び児童の権利条約の主旨を重んじ、児童の意向を十分に尊重する。

2 児童虐待防止対策の充実・強化

児童虐待は、子どもの生命や成長発達をおびやかすなど、児童の健全な育成を図る上で深刻な人権問題である。

そのため、虐待相談に迅速に対応して子どもの安全確保を図るとともに保護者への支援を行う。

また、児童虐待の未然防止のための広報、啓発を行いつつ子育て支援策を推進する。

3 地域児童相談機関への支援と連携強化

児童問題は、家庭・学校・地域社会等における多くの要因が絡み合って発生し、複雑多様化している。

児童相談所は児童相談業務に関わる市町村への支援と、子どもや家庭の問題に対して共通の認識のもとに一体的な援助が行えるよう要保護児童対策地域協議会の運営を支援する。

4 家庭養育の推進

家庭養育優先の理念に基づき、実親による養育が困難な場合は関係機関や関係団体と連携し、特別養子縁組による永続的解決や里親による養育を推進する。

(2) 令和2年度主要事業

1 相談援助事業

① 電話相談

- ・子ども・家庭110番
- ・24時間・365日

② メール相談

③ 巡回児童相談

2 児童虐待防止対策事業

① 家族関係再構築支援事業（家族関係再構築支援チーム）

3 心身障害児対策

① 特別支援教育への援助協力

4 地域関係機関への支援

① 市町村等関係機関への専門的支援

② 要保護児童対策地域協議会の運営などへの支援

5 関係機関との連携

① 市町村、福祉事務所等との連携

② 電話相談担当機関との連携

③ 弁護士との連携

④ 児童福祉施設との連携

6 広報・啓発活動

① 児童相談所活動の啓発

② 市町村・関係団体への講師派遣

③ 実習生、施設見学者等の受け入れ

7 専門性の向上

① 職員研修の充実

② 新任児童福祉司研修会

③ 児童福祉司会議

④ 児童心理司会議

⑤ 新任児童家庭相談業務担当者研修会

⑥ 電話相談員ケース検討会

(3) 令和2年度年間事業計画（中央児童相談所）

事項	会議・大会・研修関係	一時保護関係	共催等の事業
月	援助方針会議（毎週火曜日午前） 電話相談員に関する会議及び研修会等 （機関連絡会議2回、所内ケース検討会4回） 巡回児童相談（各地区ごと年9回） 施設連絡協議会（随時） 業務委託弁護士との定例相談（年4回） 家族関係再構築支援チームの開催（月2回）	おやつ作り（随時）	児童相談所連絡会議（開催未定）
4	新任職員研修 新任児童福祉司・新任児童家庭相談業務担当者研修会		
5	市町村児童相談業務担当者会議	おやつ作り	
6		バーベキュー	
7	第1回児童心理司会議	七夕祭り	
8	第1回電話相談担当機関連絡会議	花火	
9	第1回児童福祉司会議（中央児童相談所）		
10		焼き芋	
11	東北・北海道児童相談所長会議 東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会 東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会 東北ブロック児童福祉司研究協議会		
12	第2回電話相談担当機関連絡会議	クリスマス会	
1			
2	第2回児童心理司会議 第2回児童福祉司会議	豆まき	
3		ひな祭り	

※コロナウイルス感染拡大防止対策のため、事業が中止または延期となる場合があります。

3 児童相談所の組織及び職員の配置状況

(1) 職員の配置状況

<中央児童相談所>

令和2年5月1日現在

区分	職名	定数内職員										定数外職員				合計	定数内職員の内訳		
		所長	(兼)班長	主幹	(兼)班長	副主幹	主査	主任	主事	技師	技能主任	計	専門員	非常勤職員	職員の任用		臨時計	事務吏員	技術吏員
総務班	1		(1)	1	2					1	5 (1)		4		4	9 (1)	4	(1)	1
児童虐待対策・相談班				1	2	3		1			7	1	6		7	14	7		
児童指導班		1			3	1	3	1			9	1			1	10	9		
児童心理班		1			2	2	1		1		7					7		7	
一時保護班		1			3			2			6		12		12	18	4	2	
計	1	3	(1)	2	12	6	4	4	1	1	34 (1)	2	22		24	58 (1)	24	9 (1)	1

※ () 内は、千秋学園からの兼務職員で外書き

<北児童相談所・南児童相談所>

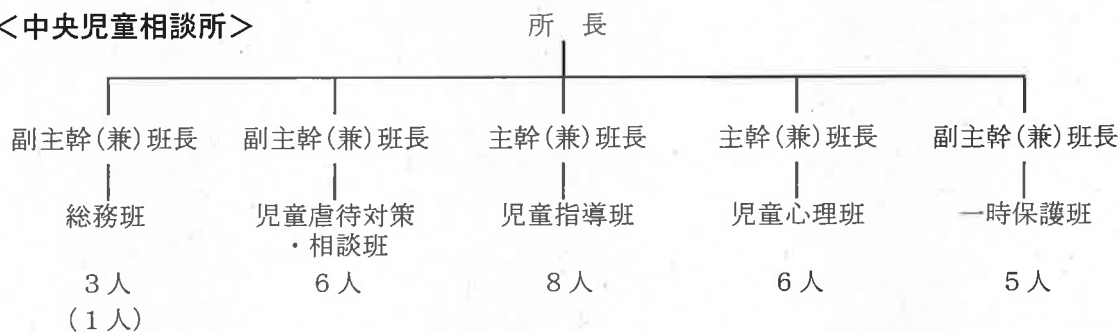
令和2年5月1日現在

区分	職名	定数内職員										定数外職員				合計	定数内職員の内訳		
		所長	(兼)班長	主幹	(兼)班長	副主幹	主査	主任	主事	技師	技能主任	計	専門員	非常勤職員	職員の任用		臨時計	事務吏員	技術吏員
北児童相談所	1			2	1	3	1 (1)	3	1		12 (1)		1		1	13 (1)	9	3 (1)	
南児童相談所	1	2			3 (1)	4	1	2	1		14 (1)	1	1		2	16 (1)	1	3 (1)	

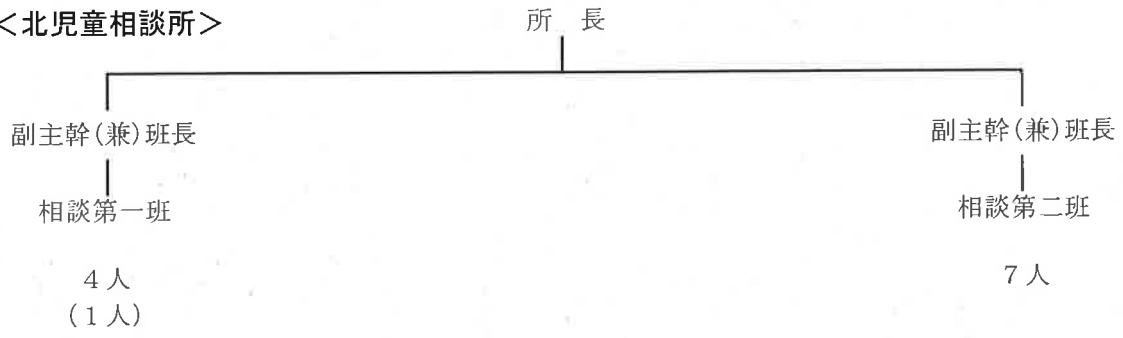
※ () 内は、北秋田地域振興局大館福祉環境部及び平鹿地域振興局福祉環境部からの兼務職員で外書き

(2) 組織図 (定数内職員)

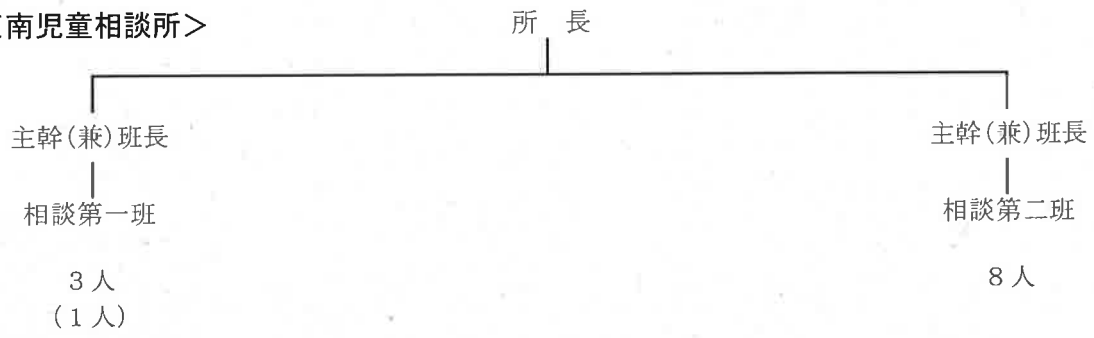
<中央児童相談所>



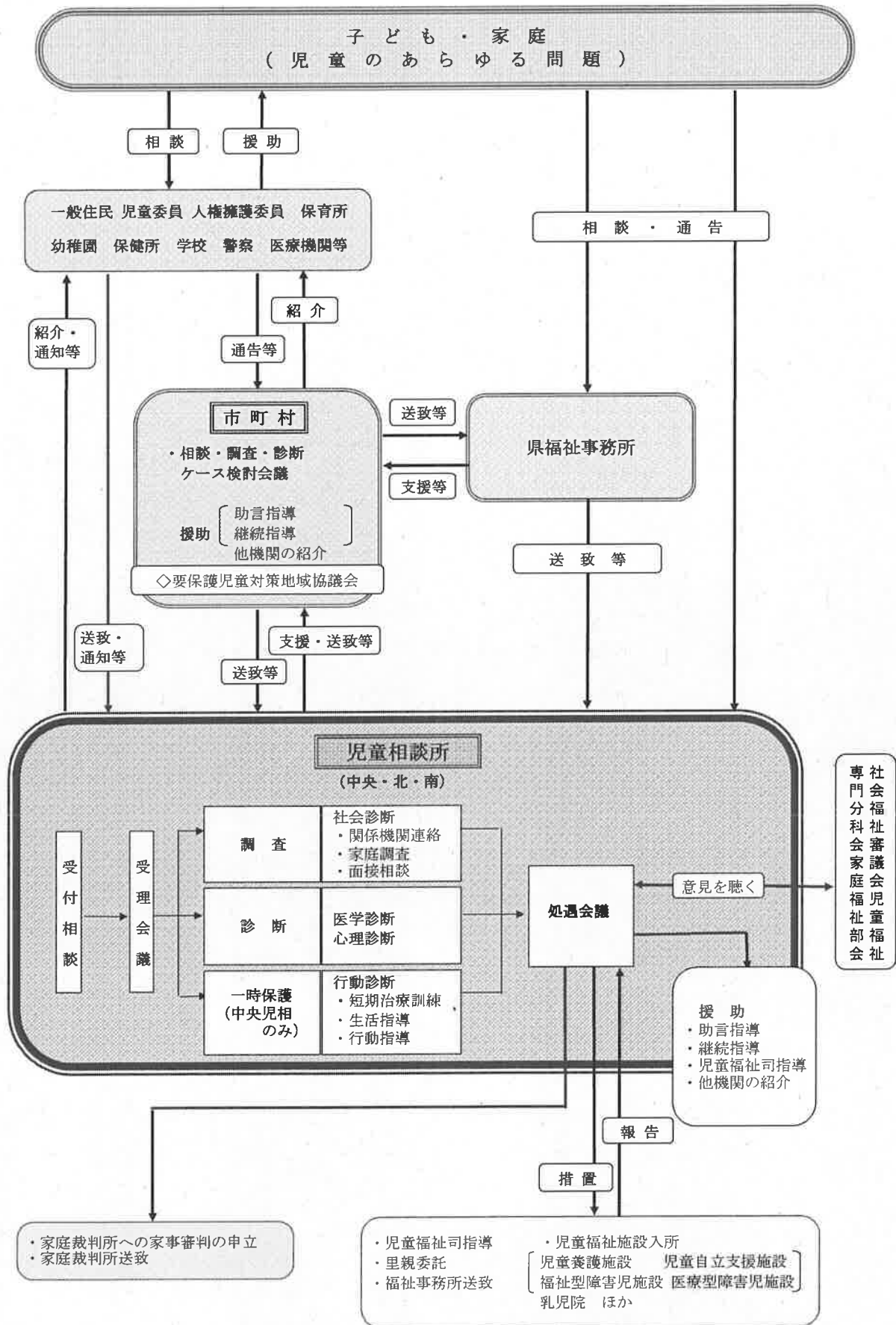
<北児童相談所>



<南児童相談所>



4 児童相談所の機能 ～ 相談の流れ ～



5 児童相談の種別及び内容

児童相談所が受ける相談は、その児童の状態に応じて分類されます。

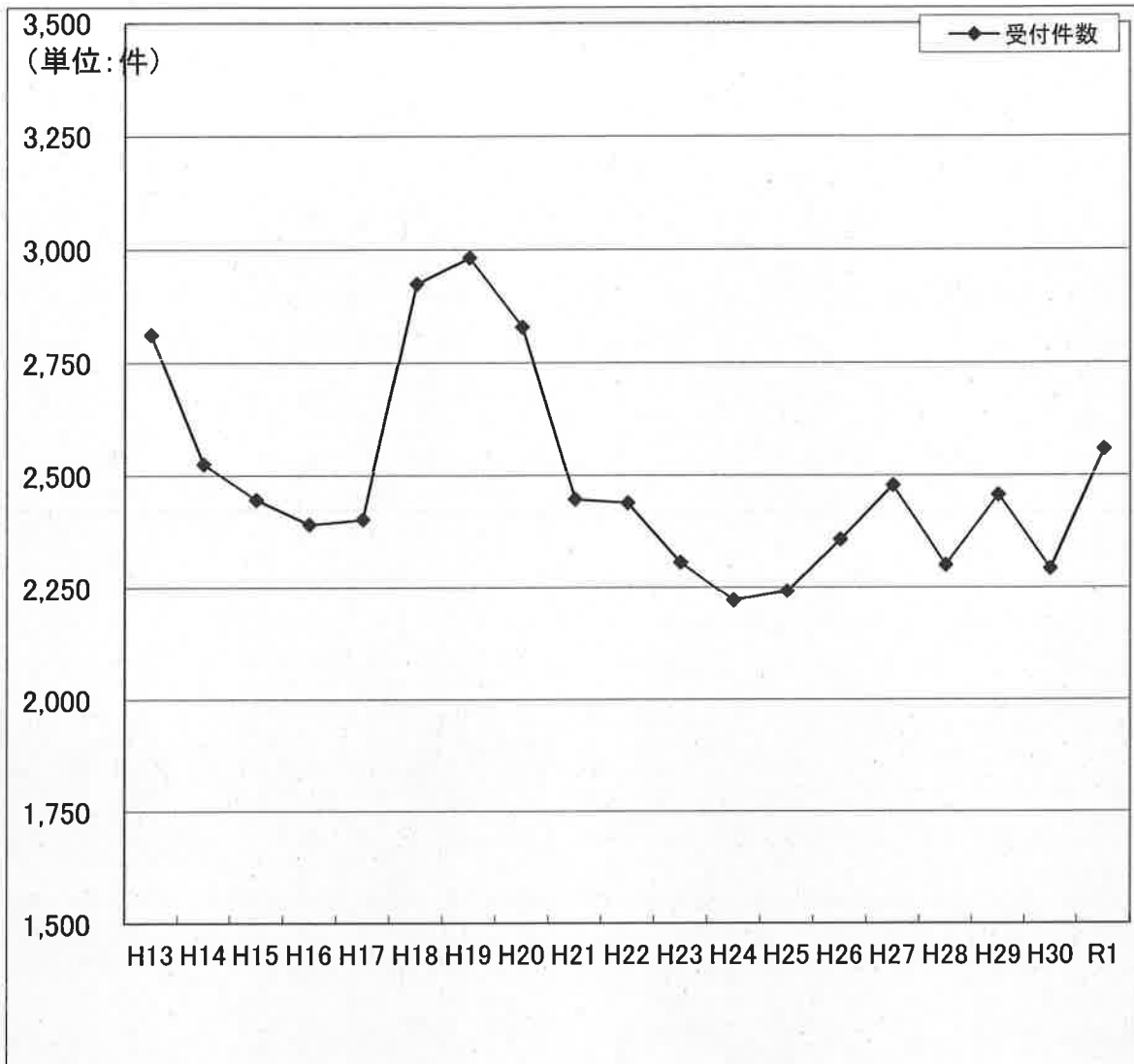
相談種別		内 容
養 護 相 談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
心 身 障 害 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9 発達障害等相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

6 令和元年度事業実施状況（中央児童相談所）

事項	会議・大会・研修関係	一時保護関係	共催等の事業
月	受理・処遇会議（毎週火曜日午前） 電話相談員に関する会議及び研修会等 （機関連絡会議2回、所内ケース検討会3回） 巡回児童相談（各地区ごと年14回実施） 家族関係再構築支援チームの開催（33回）	おかし作り（随時）	
4	新任職員研修 新任児童福祉司・新任児童家庭相談業務担当者研修会		第1回児童相談所連絡会議
5	市町村児童相談業務担当者会議		
6	弁護士への法律相談（第1回） 施設連絡協議会（感恩講児童保育院・県南愛児園・陽清学園）		
7	施設連絡協議会（千秋学園・聖園天使園・秋田赤十字乳児院）		第2回児童相談所連絡会議
8	第1回電話相談担当機関連絡会議		
9	弁護士への法律相談（第2回）		
10			
11	弁護士への法律相談（第3回） 東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会 東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会 弁護士への法律相談（第4回） 東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会	焼き芋	
12	東北・北海道児童相談所長会議 第2回電話相談担当機関連絡会議		
1			
2			
3			

7 相談の受付状況

(1) 受付件数の推移



年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受付件数	2,810	2,525	2,446	2,391	2,402	2,924	2,982	2,829	2,447

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
受付件数	2,439	2,306	2,220	2,241	2,357	2,478	2,300	2,457	2,292	2,556

- ・ 13年度は北支所・南支所の設置等に伴い、一時的に相談件数が大幅に増加したが、その後は、微減傾向であった。18年度、19年度は増加したが、20年度からは減少傾向で推移していた。その後、25年度からは増加傾向にあったが、26年度以降は2,300件前後で推移している。

(2) 経路別受付状況

中央児童相談所

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等		
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等
男	5	11	188			2	4	15				138	1		5		14	1
女	1	5	67			1	1	13	1			111	2		7		16	
計	6	16	255			3	5	28	1			249	3		12		30	1

	里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族親戚	近隣知人	児童本人	その他	計	(再 掲)			
								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男			250	49	42	18	743	4	6	33	260
女	4		352	39	56	20	696	2	15	6	398
計	4		602	88	98	38	1,439	6	21	39	658

北児童相談所

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等		
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等
男	10	8	156			27	2	11				54			1	1	4	11
女	4	4	53			5	1	7				64			1		3	3
計	14	12	209			32	3	18				118			2	1	7	14

	里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族親戚	近隣知人	児童本人	その他	計	(再 掲)			
								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男			64	4	1	11	365	3	2	98	
女			21	2		14	182		5	23	
計			85	6	1	25	547	3	7	121	

南児童相談所

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等		
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等
男		8	131		1	101		3			58			2	1	4	2	
女		4	40			39		3		1	48	1		1	1	5	1	
計		12	171		1	140		6		1	106	1		3	2	9	3	

	里 親	児童委員(通告の仲介を含む)	家 族 親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	その他	計	(再 掲)			
								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	1		60	7		7	386	2	2	125	1
女			25	5	1	9	184	3	2	34	
計	1		85	12	1	16	570	5	4	159	1

<合 計>

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等		
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等
男	15	27	475		1	130	6	29			250	1		8	2	22	14	
女	5	13	160			45	2	23	1	1	223	3		9	1	24	4	
計	20	40	635		1	175	8	52	1	1	473	4		17	3	46	18	

	里 親	児童委員(通告の仲介を含む)	家 族 親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	その他	計	(再 掲)			
								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	1		374	60	43	36	1,494	9	10	256	261
女	4		398	46	57	43	1,062	5	22	63	398
計	5		772	106	100	79	2,556	14	32	319	659

(3) 年齢別受付状況

中央児童相談所

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・つけ相談		
0歳	21	11	3												8	8	51
1歳	20	3	2				1		1						4	6	37
2歳	12					1	1	7	1			4			11	7	44
3歳	20	6				3		6			3	1			6	4	49
4歳	36		1			6		9	1		11	1		1	7	73	
5歳	19	3				14		26	1		2		1	12	6	84	
6歳	26	3				3		13			16	4	2	7	11	86	
7歳	20	4						21	1		13	3	1	3	8	77	
8歳	21	1						13	4		4	2	2	4	8	60	
9歳	20	3						8	2		17	4	2	6	32	94	
10歳	29	5	2	2				3			14	2	1	3	16	78	
11歳	18	2	1	1				14	1		15	2	1	1	10	65	
12歳	15	1		1				11	1		26	6	4	2	12	82	
13歳	15	2	1					13	1	4	13	6	1	2	19	82	
14歳	16	4	3	1				12	1	4	21	20	3	1	21	109	
15歳	16	2		1			1	17	1	5	22	18	10	1	16	110	
16歳	11	4		2				23		5	14	5	1		27	92	
17歳	10					1		28		1	20	2			34	97	
18歳以上											6	3		1	59		
計	345	54	13	8		28	3	224	16	19	17	221	79	29	72	311	1439

北児童相談所

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・つけ相談		
0歳	5	2															7
1歳	7	1				3		1									12
2歳	4	1				11		5			9						30
3歳	8	1				30		4			10						53
4歳	6	1				10		10			19						46
5歳	9	2		1		24		13			32		5				86
6歳	9					12		6			10						37
7歳	7	3						8			3		2				23
8歳	13	2						9									24
9歳	12	2						2			2						18
10歳	9							4		1							14
11歳	8	3						12		1	3		2				29
12歳	10			2				9	1		1		1				24
13歳	10							8		1	3						22
14歳	9							1		1	1		5				17
15歳	8							6		1	3		1				19
16歳	6	1		1				24	2	2	4						40
17歳	3	1						22		2	1					5	34
18歳以上																12	12
計	143	20		4		90		144	3	6	3	101		16		17	547

南児童相談所

	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害等相談	＜犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談		
0歳	5	4														9
1歳	8	2				3	1				1				1	16
2歳	11					20		1			6				3	41
3歳	10	3				30		11	1		24				1	80
4歳	7	2				21		6			28				1	65
5歳	5	1		1		17		14	1		34		2			75
6歳	7					2		10			7		1			27
7歳	6	1						6					3			16
8歳	7							4			3		1			15
9歳	10							2					1		1	14
10歳	3	1						5			1	2		1		13
11歳	4	1						7			1	1		1	1	16
12歳	4	1						14		1	1	3		1		25
13歳	3							11				3		2	2	21
14歳	8	2		1				4			4	1				20
15歳	4	1						15		2		2		3		27
16歳	8	2						21	1		1	3		4	1	41
17歳	5	1						18				3	1		4	32
18歳以上																17
計	115	22		2		93	1	149	3	3	4	124	2	20	32	570

<合計>

	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他相談	計	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害等相談	＜犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談			育児・しつけ相談
0歳	31	17	3												8	8	67
1歳	35	6	2			6	2	1	1		1			4	7	65	
2歳	27	1				32	1	13	1		19			11	10	115	
3歳	38	10				63		21	1		37	1		6	5	182	
4歳	49	3	1			37		25	1		58	1		1	8	184	
5歳	33	6		2		55		53	2		68		8	12	6	245	
6歳	42	3				17		29		1	33	4	3	7	11	150	
7歳	33	8						35	1	3	16	3	6	3	8	116	
8歳	41	3						26	4	1	7	2	3	4	8	99	
9歳	42	5						12	2		19	4	3	6	33	126	
10歳	41	6	2	2				12			3	16	2	2	3	16	105
11歳	30	6	1	1				33	1	1	1	19	2	4		11	110
12歳	29	2		3				34	2	1	4	30	6	6	2	12	131
13歳	28	2	1					32	1	4	6	19	6	3	2	21	125
14歳	33	6	3	2				17	1	5	2	26	21	8	1	21	146
15歳	28	3		1			1	38	1	7	1	27	18	14	1	16	156
16歳	25	7		3				68	3	7	1	21	5	5		28	173
17歳	18	2				1		68		3	1	24	3			43	163
18歳以上												6	3		1	88	98
計	603	96	13	14		211	4	517	22	28	24	446	81	65	72	360	2556

(4) 養護相談主訴別受付状況

中央児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪													
死 亡		1							2		2	1	3
離 婚													
傷 病	1		2	2					1		4	2	6
家族環境	1										1		1
未婚の母の子	2										2		2
虐待児	87	54	73	54	28	20	5	24	193	152	345		345
稼 働													
その他(養護)	11	6	5	8	7	2	1	2	24	18	42		42
計	102	61	80	64	35	22	9	26	226	173	399		399

北児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪													
死 亡				1							1		
離 婚													
傷 病		2										2	2
家族環境		1		1							2		2
未婚の母の子	2										2		2
虐待児	23	21	29	32	15	11	6	6	73	70	143		143
稼 働													
その他(養護)	2	1	2	6					1	1	5	8	13
計	27	25	32	39	15	11	7	7	81	82	163		163

南児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪													
死 亡													
離 婚													
傷 病		1						1				2	2
家族環境													
未婚の母の子	1	1									1	1	2
虐待児	25	24	19	16	6	12	6	7	56	59	115		115
稼 働													
その他(養護)	6	3	1	2		3		3	7	11	18		18
計	32	29	20	18	6	16	6	10	64	73	137		137

<合 計>

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪													
死 亡		1	1						2		3	1	4
離 婚													
傷 病	1	3	2	2		1	1		4	6	10		10
家族環境	1	1		1					1	2	3		3
未婚の母の子	5	1							5	1	6		6
虐待児	135	99	121	102	49	43	17	37	322	281	603		603
稼 働													
その他(養護)	19	10	8	16	7	5	2	6	36	37	73		73
計	161	115	132	121	56	49	22	43	371	328	699		699

(5) 非行相談主訴別受付状況

中央児童相談所

(単位：件)

主訴	学年・性別		未就学		小学		中学		中卒以上		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現金窃盗													
自転車〃				1							1		1
衣類〃													
自動車〃													
バイク〃													
校内〃													
その他窃盗(万引含)				2	2	6	1				8	3	11
金銭持ち出し													
家出・放浪							4			2		6	6
無断外泊							1	2			2	1	3
暴行・虚言													
喫煙・飲酒・シンナー							1			1		2	2
不純異性交遊													
放火						1					1		1
事務所荒し													
車上狙い等													
その他(非行)	1		1		6	1	2	1		10	2		12
計	1		4	2	13	8	4	4		22	14		36

北児童相談所

(単位：件)

主訴	学年・性別		未就学		小学		中学		中卒以上		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現金窃盗													
自転車〃						1						1	1
衣類〃							1				1		1
自動車〃													
バイク〃													
校内〃													
その他窃盗(万引含)						1						1	1
金銭持ち出し													
家出・放浪													
無断外泊										3		3	3
暴行・虚言									1		1		1
喫煙・飲酒・シンナー													
不純異性交遊								1				1	1
放火													
事務所荒し													
車上狙い等													
その他(非行)									1		1		1
計				2	1	1	2	3		3	6		9

南児童相談所

(単位：件)

主訴	学年・性別		未就学		小学		中学		中卒以上		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現金窃盗													
自転車〃													
衣類〃													
自動車〃													
バイク〃													
校内〃													
その他窃盗(万引含)				1		1					2		2
金銭持ち出し													
家出・放浪						1						1	1
無断外泊										1		1	1
暴行・虚言													
喫煙・飲酒・シンナー										1		1	1
不純異性交遊													
放火				1							1		1
事務所荒し													
車上狙い等													
その他(非行)									1		1		1
計				2	1	1			1	2	4	3	7

<合計>

(単位：件)

主訴	学年・性別		未就学		小学		中学		中卒以上		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現金窃盗													
自転車〃				1	1						1	1	2
衣類〃							1				1		1
自動車〃													
バイク〃													
校内〃													
その他窃盗(万引含)				3	3	7	1				10	4	14
金銭持ち出し													
家出・放浪					1		4			2		7	7
無断外泊							1		2	4	2	5	7
暴行・虚言									1		1		1
喫煙・飲酒・シンナー								1		2		3	3
不純異性交遊								1				1	1
放火				1		1					2		2
事務所荒し													
車上狙い等													
その他(非行)	1		1			6	1	4	1		12	2	14
計	1		6	5	15	9	7	9			29	23	52

(6) いじめに関する相談

中央児童相談所

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男							
女			1	1			2
計			1	1			2

北児童相談所

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男							
女							
計							

南児童相談所

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男	1						1
女							
計	1						1

<合 計>

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男	1						1
女			1	1			2
計	1		1	1			3

8 相談の処理状況

(1) 相談種別処理状況

中央児童相談所

		処 理 件 数 (年 度 中)														(再) 未処理件数	(再) 施設入所待機					
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致 又は通知	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託			法27条第1項第 4号による家裁送致	障害児入所施設 等への利用契約	その他	計	(再) 施設入所待機
		助言指導	継続指導	他機関幹旋								入所	法27条の3号に よる家裁送致 (再)									
養護 相談	児童虐待	264	38		1									3			6	339		98		
	その他	11												4			2	24		3		
保健相談																	13	13				
障 害 相 談	肢体不自由	1															7	8				
	視聴覚																		28			
	言語発達等	28																	28			
	重症心身 知的	216															3	3		28		
	発達障害	1															3	6	225	28		
非行 相 談	ぐ犯行為等	10	4													1	3	20		4		
	触法行為等	8	2													1	1	13		6		
育 成 相 談	性格行動	50	9															160	220		9	
	不登校																	79	79			
	適性	21																9	30			
	育児・しつけ																	72	72			
その他		7																313	320			
計		617	53		1									7	2	13	680	1411		148		

北児童相談所

		処 理 件 数 (年 度 中)														(再) 未処理件数	(再) 施設入所待機					
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致 又は通知	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託			法27条第1項第 4号による家裁送致	障害児入所施設 等への利用契約	その他	計	(再) 施設入所待機
		助言指導	継続指導	他機関幹旋								入所	法27条の3号に よる家裁送致 (再)									
養護 相談	児童虐待	83	14	5	7													126		31		
	その他	5	4												1			17		3		
保健相談																						
障 害 相 談	肢体不自由																	4	4			
	視聴覚																			89		
	言語発達等	89																		89		
	重症心身 知的	148																3	151		4	
	発達障害	1																2	3			
非行 相 談	ぐ犯行為等		1		1											1		4		4		
	触法行為等		1															2		2		
育 成 相 談	性格行動	95	4															100		6		
	不登校																					
	適性	16																16				
	育児・しつけ																					
その他		9																8	17			
計		446	24	5	8									1			9	8	529		50	

南児童相談所

		処 理 件 数 (年 度 中)													未 処 理 件 数	(再) 施 設 入 所 待 機						
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致 又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託			里親委託	法27条第1項第 4号による家裁送致	障害児入所施設 等への利用契約	その他	計	(再) 施 設 入 所 待 機
		助言指導	継続指導	他機関幹旋								入 所	法27条の3号に よる家裁送致 (再) 通 所									
養護 相談	児童虐待	73	40	3	3									1				123		33		
	その他	11	4											2				21		5		
保 健 相 談																						
障 害 相 談	肢体不自由																2	2				
	視聴覚																					
	言語発達等	92																92		2		
	重症心身																1	1				
	知的 発達障害	138																138		24		
非行 相談	く犯行為等		1															3				
	触法行為等	1	3															4		1		
育 成 相 談	性格行動	110	17															128		3		
	不登校	2																2				
	適 性	19																19		2		
	育児・しつけ																					
そ の 他		13		1										2				21	38			
計		462	65	4	3									5			3	21	574	70		

< 合 計 >

		処 理 件 数 (年 度 中)													未 処 理 件 数	(再) 施 設 入 所 待 機						
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致 又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託			里親委託	法27条第1項第 4号による家裁送致	障害児入所施設 等への利用契約	その他	計	(再) 施 設 入 所 待 機
		助言指導	継続指導	他機関幹旋								入 所	法27条の3号に よる家裁送致 (再) 通 所									
養護 相談	児童虐待	420	92	8	11									4				6	588	162		
	その他	27	8											7				2	62	11		
保 健 相 談																		13	13			
障 害 相 談	肢体不自由	1															13	14				
	視聴覚																					
	言語発達等	209																209		2		
	重症心身																4	4				
	知的 発達障害	502															6	6	514	56		
非行 相談	く犯行為等	10	6		1										2			3	27	8		
	触法行為等	9	6												1			1	19	9		
育 成 相 談	性格行動	255	30															160	448	18		
	不登校	2																79	81			
	適 性	56																9	65	2		
	育児・しつけ																	72	72			
そ の 他		29		1										2				342	375			
計		1525	142	9	12									13	3	25	709	2514	268			

(2) 児童福祉施設入所・通所、里親委託の措置及び障害児施設契約状況

施設種別	施設名称	所在地	定員 (暫定)	現員 (R2.4.1現在)			R元年度中	
				男	女	計	入所	退所
乳児院	秋田赤十字乳児院	秋田市	30 (28)	13	8	21	6	10
児童養護施設	聖園天使園	秋田市	50	23	21	44	3	4
	感恩講児童保育園	秋田市	45	25	19	44	2	4
	県南愛児園ドリームハウス	横手市	36	14	17	31	4	4
	陽清学園	北秋田市	42	21	16	37	10	6
自立援助ホーム	ようせい	北秋田市	6	1	3	4	4	1
児童心理治療施設	青森おおぞら学園	青森県	30		1	1	3	2
児童自立支援施設	千秋学園	秋田市	36 (21)	13	7	20	10	9
医療型障害児入所施設	阿桜園	知的 横手市	5	4	1	5	1	1
	若竹学園	知的 秋田市	30	23	7	30	4	3
	東山学園	知的 鹿角市	20	14	6	20	3	4
	大野岱吉野学園	知的 北秋田市	10	4	1	5		1
	秋田県立医療療育センター	肢体 秋田市	60	9	7	16	15	15
	秋田県立医療療育センター	重心 秋田市	40	13	8	21	5	4
	(独)国立病院機構あきた病院	重心 由利本荘市	160	2	1	3		3
ファミリーホーム	秋田さとうホーム	大仙市	6	1	2	3	1	3
里親委託			104 (登録数)	14	9	23	11	8
計				194	134	328	82	82

(3) 里親委託の状況

ア 地区別里親の状況（ファミリーホーム含む）

（R2. 3. 31現在）

	鹿角	北秋田	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝	県外	計
登録里親	3	9	2	56	11	11	8	3	1	104
委託里親	1	1	1	17	1	1	2			24
委託児童	1	2	1	17	1	5	2			29
未委託里親	2	8	1	39	10	10	6	3	1	80

委託率13.2%

イ 新規里親委託と措置解除・変更の状況

年度	委託			措置解除							変更		
	家庭から	施設から	その他	家庭復帰	養子縁組	高校卒業	就職	家出不明	死亡	その他	施設入所	他の里親	その他
27	1	3	1		1		1			2			
	5						4						
28	1	3				1				2			
	4						3						
29		5	2		4	2							
	7						4						
30	3	5	2		1	3				4			
	10						8						
1	4	8	1	3	2	1	1			4			
	13						11						

ウ 委託児童の年齢

（各年度4. 1現在）

年度	年齢	0	1～6	7～12	13～15	16歳以上	計
27			4	6	2	5	17
28			4	5	3	4	16
29			4	2	3	5	14
30			5	6	3	6	20
1			11	6	3	6	26

エ 里親数の変動

年度	里親	新規登録者	里親辞退者
27		11	5
28		4	3
29		11	6
30		14	1
1		22	2

9 虐待相談の状況

(1) 受付件数

ア 相談経路別

	家 族	親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 所	医 療 機 関	児 童 福 祉 施 設	警 察	学 校	そ の 他	計
中央児相	21	9	52	5	9			10	10	187	28	14	345
北 児 相	7		6		6			2	2	95	6	19	143
南 児 相	5		6		1			2		85	7	9	115
計	33	9	64	5	16			14	12	367	41	42	603

(2) 処理件数 (前年度以前の受付で処理の確定したものを含む)

ア 主な虐待者別

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	その他	計
中央児相	133	11	186	3	6	339
北 児 相	43	9	68	1	5	126
南 児 相	64	13	44		2	123
計	240	33	298	4	13	588

イ 処理状況別

	面接指導	児童福祉司指導	市町村送致	施設入所	里親委託	その他	計
中央児相	302	1	18	9	3	6	339
北 児 相	102	7	11	6			126
南 児 相	116	3		3	1		123
計	520	11	29	18	4	6	588

ウ 施設入所の状況 (イの施設入所の再掲)

	児童養護 施設入所	乳児院	児童自立 支援施設	児童心理 治療施設	その他	計
中央児相	7		1	1		9
北 児 相	3		1		2	6
南 児 相	2	1				3
計	12	1	2	1	2	18

エ 被虐待者の年齢・相談種類別

	身体的虐待			保護の怠慢・拒否			性的虐待			心理的虐待			計
	中央	北	南	中央	北	南	中央	北	南	中央	北	南	
0～3歳未満	5	2	4	11	2	1				40	9	23	97
3～学齢前	17	6	14	17	4	3				49	15	10	135
小学生	43	18	17	26	11	3	1		1	55	22	16	213
中学生	17	4	6	9	7	2				14	12	7	78
高校生他	15	1	8	3	5	2	1			16	8	6	65
小 計	97	31	49	66	29	11	2		1	174	66	62	588
計	177			106			3			302			588

10 電話相談の状況

(1) 「子ども・家庭110番」の相談状況

ア 相談種別

種別	養護相談	保健相談	心身障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性		
件数	40	9				6	10	1		98	69	7	39	131	410

- ・令和元年度の相談件数は410件で、前年度に比べ19件（4.4%）減少した。相談種別では「性格行動相談」が98件と最多であり、全体の23.9%を占めている。この他には不登校相談69件（16.8%）、養護相談40件（9.8%）、しつけ相談39件（9.5%）が続いている。

イ 相談者別

相談者	児童本人	家族				親戚	学校関係	福祉関係	近隣関係	その他	本人 (18歳以上)	計
		父	母	祖父母	その他							
件数	37	30	261	23	11	4		24	19	1	410	

- ・相談者別では、母からの相談が261件と最も多く全体の63.7%を占めている。

ウ 性別・学年

性別	学年	乳幼児	小学校		中学校	中卒以上		18歳以上	不詳	計
			低学年	高学年		高校等	その他			
男		46	30	31	40	18	1	11	1	178
女		28	29	50	60	35		6		208
不明		8		1	2			5	8	24
計		82	59	82	102	53	1	22	9	410

- ・学年別で小学校141件（34.4%）、中学校102件（24.9%）、乳幼児82件（20.0%）の順に多い。
- ・男女別では男子178件（43.4%）、女子208件（50.7%）で女子が男子を上回っている。

エ 処理状況

処理	助言指導	他機関 斡旋	来所指導	調査回答	その他	計
件数	410					410

(2) 「24時間・365日電話相談」の相談状況

ア 相談種別

種別	養護相談	保健相談	心身障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性		
件数	51	4					6	2	1	61	10	2	19	153	309

・令和元年度の相談件数は309件で、前年度に比べ43件(12.2%)減少した。相談種別では性格行動が61件と最も多く、全体の19.7%を占めている。次に養護相談51件(16.5%)、しつけ19件、不登校10件となっている。

イ 相談者別

相談者	児童本人	家族				親戚	学校関係	福祉関係	近隣関係	その他	本人 (18歳以上)	計
		父	母	祖父母	その他							
件数	53	31	133	9	1	4	5	4	38	27	4	309

・相談者別では、母からの相談が133件と最も多く全体の43%を占めている。

ウ 性別・学年

性別	学年	乳幼児	小学校		中学校	中卒以上		18歳以上	不詳	計
			低学年	高学年		高校等	その他			
男		20	22	25	36	30	1	9	4	147
女		21	23	25	20	31		18	4	142
不明		8		1	1	1		0	9	20
計		49	45	51	57	62	1	27	17	309

・学年別で小学校96件(31.1%)、中卒以上63件(20.4%)、中学生57件(18.5%)の順に多い。

・今年度の男女別では男子147件(47.6%)、女子142件(46.0%)で男子が女子を上回った。

エ 処理状況

処理	助言指導	他機関 斡旋	来所指導	調査回答	その他	計
件数	309					309

(3) 「メール相談」の相談状況

ア 相談種別

種別	養護相 待相談 (含む)	保健相 談	心身障害相談					非行相談		育成相談				その他の 相談	計
			肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的 障 害	自 閉 症	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性		
件数	23									1			16	5	45

- ・ 令和元年度のメール相談件数は45件であり、前年度実績より12件減少している。全体的に件数は減少しているが児童虐待相談は増加傾向にある。

イ 相談者別

相談者	児童本人	家 族				親 戚	学 校 関 係	福 祉 関 係	近 隣	そ の 他	本 人 (18歳以上)	計
		父	母	祖 父 母	そ の 他							
件数	6	2	20	1		1	1	1	9	4		45

- ・ 相談者別では、母親からが20件(44%)と相談の半数近くを占め、次に近隣から9件(20%)、児童本人から6件(13%)となっている。

ウ 性別・学年

性別	学年	乳幼児	小学校		中学校	中卒以上		18歳以上	不詳	計
			低学年	高学年		高校等	その他			
男		6	2	5					4	17
女		6	1		7	2			2	18
不明		3						1	6	10
計		15	3	5	7	2		1	12	45

- ・ 学年別では、乳幼児に関する相談が15件(33%)と多かった。

エ 処理状況

処理	助 言 指 導	幹 機 旋 関	来 所 指 導	調 査 回 答	そ の 他	計
件数	45					45

1 1 児童福祉司活動状況

(1) 相談活動状況

中央児童相談所

(単位：件)

相談種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	399								19	17	61				21	517
構成比	77.2								36		61				4.1	100.0
									7.0		11.8					

北児童相談所

(単位：件)

相談種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	163								6	3	16			1	7	196
構成比	83.2								9		17				3.6	100.0
									4.6		8.7					

南児童相談所

(単位：件)

相談種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	137							1	3	4	25	2			12	184
構成比	74.5							1	7		27				6.5	100.0
								0.5	3.8		14.7					

<合計>

(単位：件)

相談種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	699							1	28	24	102	2	1		40	897
構成比	77.9							1	52		105				4.5	100.0
								0.1	5.8		11.7					

(2) 児童福祉司指導ケースの指導状況 (法第27条第1項第2号)

中央児童相談所

(単位: 件)

区分	種別	養護	非行		育成相談		その他	計
			ぐ犯	触法	不登校	性行		
措置 実数	前年度継続ケース	3						3
	元年度新規ケース	1						1
	(元年度計)	4						4
	構成比	100.0						100.0
	元年度解除ケース	1						1
指導延回数		20						20

北児童相談所

(単位: 件)

区分	種別	養護	非行		育成相談		その他	計
			ぐ犯	触法	不登校	性行		
措置 実数	前年度継続ケース	1						1
	元年度新規ケース	7	1					8
	(元年度計)	8	1					9
	構成比	88.9	11.1					100.0
	元年度解除ケース	2	1					3
指導延回数		196	9					205

南児童相談所

(単位: 件)

区分	種別	養護	非行		育成相談		その他	計
			ぐ犯	触法	不登校	性行		
措置 実数	前年度継続ケース	9					1	10
	元年度新規ケース	3						3
	(元年度計)	12					1	13
	構成比	92.3					7.7	100.0
	元年度解除ケース	2						2
指導延回数		207						207

<合計>

(単位: 件)

区分	種別	養護	非行		育成相談		その他	計
			ぐ犯	触法	不登校	性行		
措置 実数	前年度継続ケース	13					1	14
	元年度新規ケース	11	1					12
	(元年度計)	24	1				1	26
	構成比	81.9	3.8				3.8	100.0
	元年度解除ケース	5	1					6
指導延回数		423	9					432

(3) 施設入所ケースの指導状況 (法第27条第1項第3号)

(単位:件)

区分 \ 分類	中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	計
施設入所 調査・診断・指導	2,119	845	1,109	4,073
里親委託 調査・診断・指導	163	51	205	419
計	2,282	896	1,314	4,492

(4) 面接調査等の状況

中央児童相談所

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪問面接	651	634	763	2,048
所内面接	325	402	138	865
その他	73	967	4,038	5,078
計	1,049	2,003	4,939	7,991

北児童相談所

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪問面接	516	600	781	1,897
所内面接	130	419	32	581
その他	32	449	468	949
計	678	1,468	1,281	3,427

南児童相談所

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪問面接	741	833	1,100	2,674
所内面接	221	515	319	1,055
その他	42	715	872	1,629
計	1,004	2,063	2,291	5,358

<合 計>

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪問面接	1,908	2,067	2,644	6,619
所内面接	676	1,336	489	2,501
その他	147	2,131	5,378	7,656
計	2,731	5,534	8,511	16,776

- 児童相談所の児童福祉司は、家庭訪問等を通じ直接相談に応じ、必要な調査を行い社会診断をし、医学・心理・行動診断を含めた総合判断に基づいて、助言・指導にあたっている。
- 児童福祉司が相談を受けたケースは、表(1)のとおりで、これらに対し(4)による面接調査やカウンセリングや指導をしている。
- 非行や不登校、虐待等専門的に継続して指導を要する場合は、表(2)のとおり児童福祉司指導ケースとして指導している。
- 施設入所、里親委託の場合は、表(3)のとおり家庭及び委託世帯に対し指導をしている。

12 児童心理司業務

(1) 児童心理司業務実施状況（延件数）

A 児童心理司による相談件数

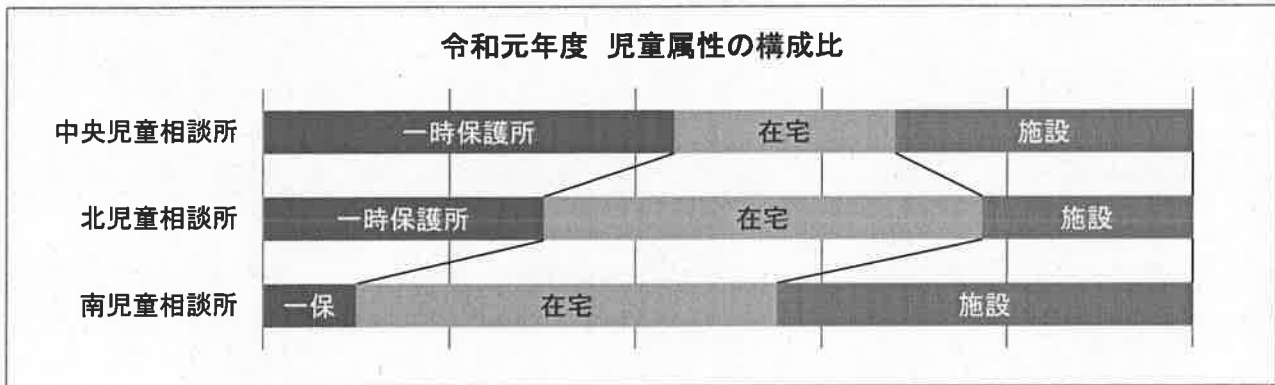
児童属性		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合計
所内相談	一時保護所	772 (40.0%)	72 (7.2%)	9 (0.8%)	853 (21.3%)
	在宅	290 (15.0%)	185 (18.6%)	198 (18.3%)	673 (16.8%)
	施設	164 (8.5%)	40 (4.0%)	196 (18.1%)	400 (10.0%)
訪問相談	一時保護所	80 (4.1%)	227 (22.8%)	100 (9.2%)	407 (10.3%)
	在宅	167 (8.7%)	284 (28.6%)	290 (26.8%)	741 (18.5%)
	施設	456 (23.6%)	186 (18.7%)	289 (26.7%)	931 (23.2%)
合計		1,929 (100.0%)	994 (100.0%)	1,082 (100.0%)	4,005 (100.1%)

※ 保護者、関係者との相談を含む

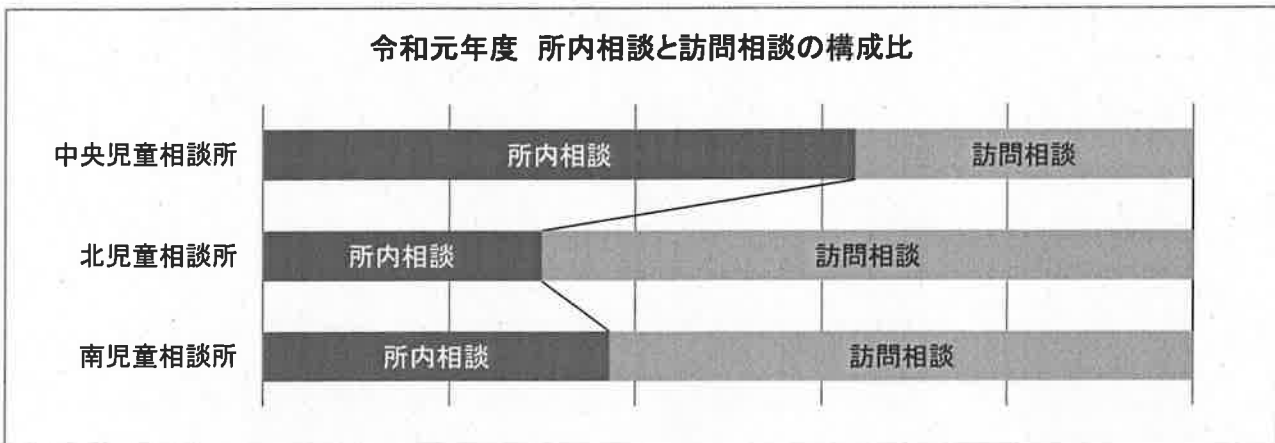
※ 所内相談には電話相談を含む

※ 一時保護所は中央児童相談所에만設置されているため、中央児童相談所の件数には北・南児童相談所の一時保護児童に関する相談を含む

令和元年度 児童属性の構成比



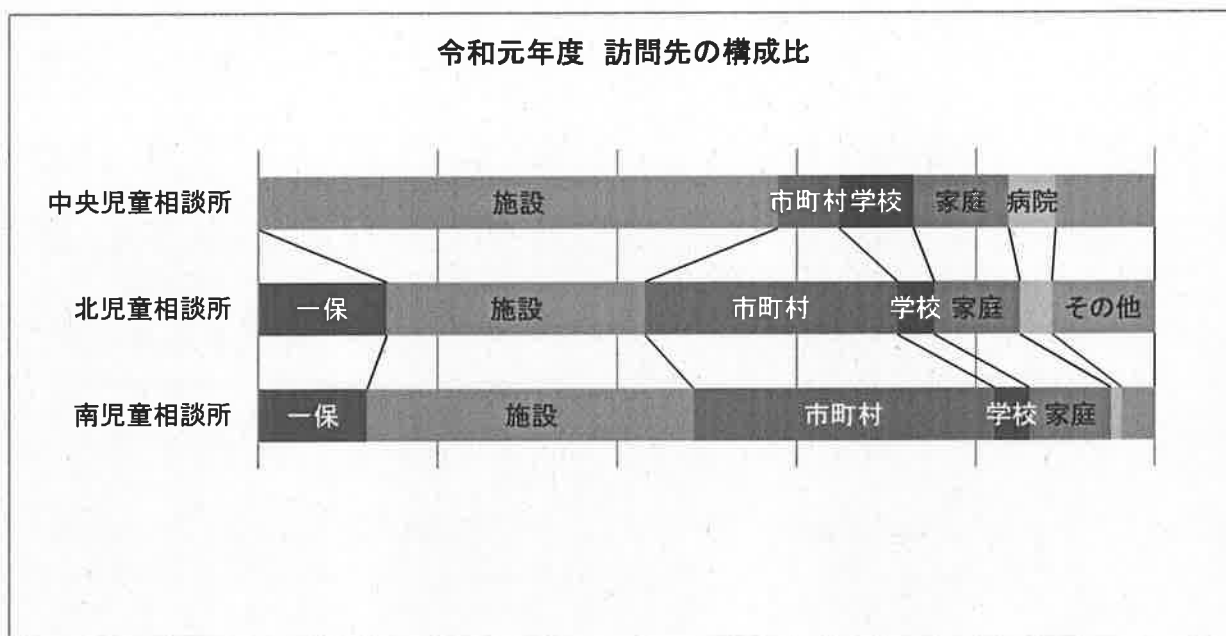
令和元年度 所内相談と訪問相談の構成比



※訪問相談の内訳（再掲）

		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合計
訪問先	一時保護所	- (0.0%)	100 (14.3%)	83 (12.2%)	183 (8.8%)
	施設	407 (57.9%)	200 (28.7%)	246 (36.2%)	853 (41.0%)
	市町村 (※巡回児童相談含む)	48 (6.8%)	196 (28.1%)	228 (33.6%)	472 (22.7%)
	学校	58 (8.3%)	29 (4.2%)	27 (4.0%)	114 (5.5%)
	家庭	75 (10.7%)	67 (9.6%)	62 (9.1%)	204 (9.8%)
	病院	37 (5.3%)	25 (3.6%)	8 (1.2%)	70 (3.4%)
	その他	78 (11.1%)	80 (11.5%)	25 (3.7%)	183 (8.8%)
合計		703 (100.0%)	697 (100.0%)	679 (100.0%)	2,079 (100.0%)

※一時保護所は中央児童相談所にのみ設置されている

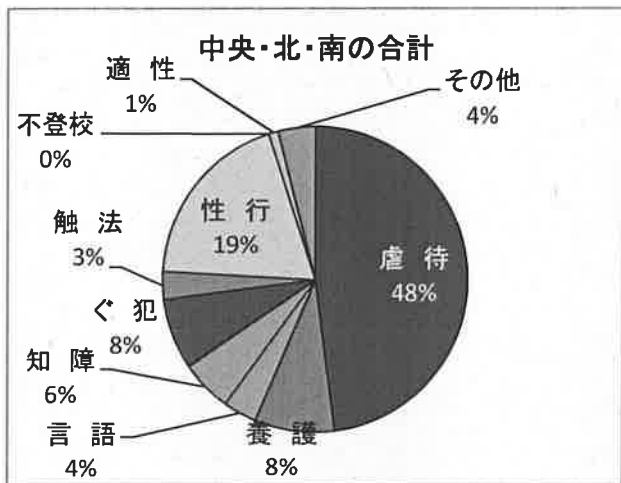
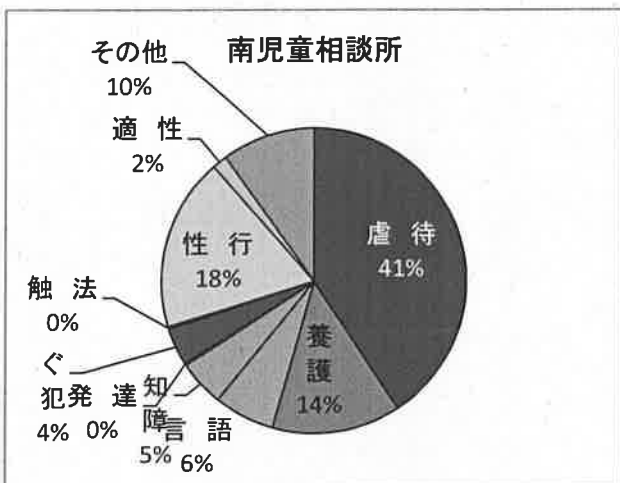
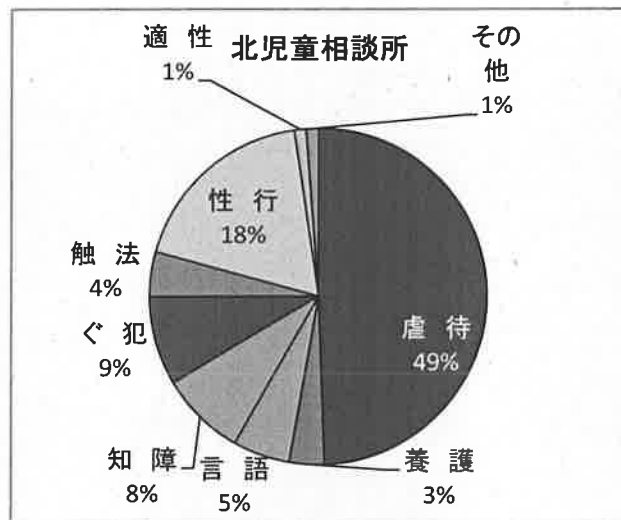
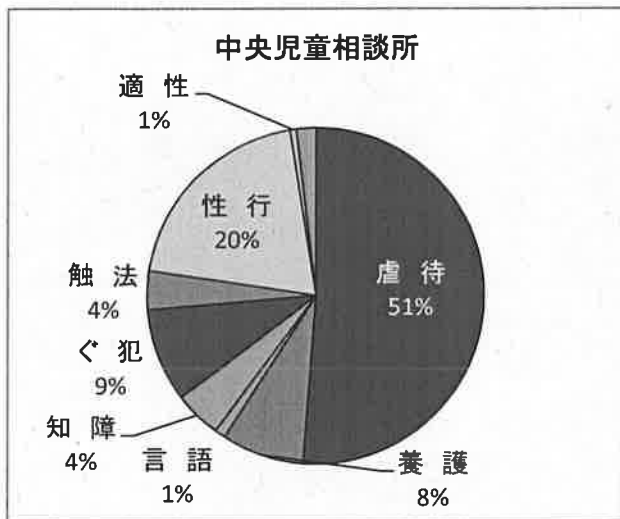


B 児童に対する心理検査実施件数

	中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合計
知能検査	147 (25.4%)	79 (30.7%)	86 (34.7%)	312 (28.8%)
発達検査	53 (9.2%)	120 (46.7%)	148 (59.7%)	321 (29.6%)
人格検査	209 (36.2%)	23 (8.9%)	4 (1.6%)	236 (21.8%)
その他	169 (29.2%)	35 (13.6%)	10 (4.0%)	214 (19.8%)
合計	578 (100.0%)	257 (100.0%)	248 (100.0%)	1,083 (100.0%)

C 相談種別の相談件数（再掲）

	虐待	養護	保健	肢体	視聴覚	言語	重心	知障	発達	ぐ犯	触法	性行	不登校	適性	しつけ	その他	合計
中央児童相談所	988	154				20		86		173	72	386		12		38	1929
北児童相談所	491	33				54		82		85	43	183		11		12	994
南児童相談所	440	149				70		53	2	43	3	197		17		108	1082
合計	1919	336				144		221	2	301	118	766		40		158	4005



D 巡回児童相談での相談件数（再掲）

	中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合 計
1歳6か月精密健診 (事後指導含む)				
3歳精密健診 (事後指導含む)				
一般相談	39 (100.0%)	121 (100.0%)	159 (100.0%)	319 (100.0%)
合 計	39 (100.0%)	121 (100.0%)	159 (100.0%)	319 (100.0%)

E 巡回児童相談での相談件数（市町村別／再掲）

中央児童相談所

	秋田市	潟上市	男鹿市	由利本荘市	にかほ市	井川町	五城目町	八郎潟町	大潟村	合 計
1歳6か月精密健診										
1歳6か月事後指導										
3歳精密健診										
3歳事後指導										
一般相談		1		26	7		2		3	39
小 計		1		26	7		2		3	39

北児童相談所

	鹿角市	大館市	北秋田市	能代市	小坂町	藤里町	三種町	八峰町	上小阿仁村	合 計
1歳6か月精密健診										
1歳6か月事後指導										
3歳精密健診										
3歳事後指導										
一般相談	21	63	18	7	6	2			4	121
小 計	21	63	18	7	6	2			4	121

南児童相談所

	大仙市	仙北市	横手市	湯沢市	羽後町	美郷町	東成瀬村	合 計
1歳6か月精密健診								
1歳6か月事後指導								
3歳精密健診								
3歳事後指導								
一般相談	35	32	38	27	12	11	4	159
小 計	35	32	38	27	12	11	4	159

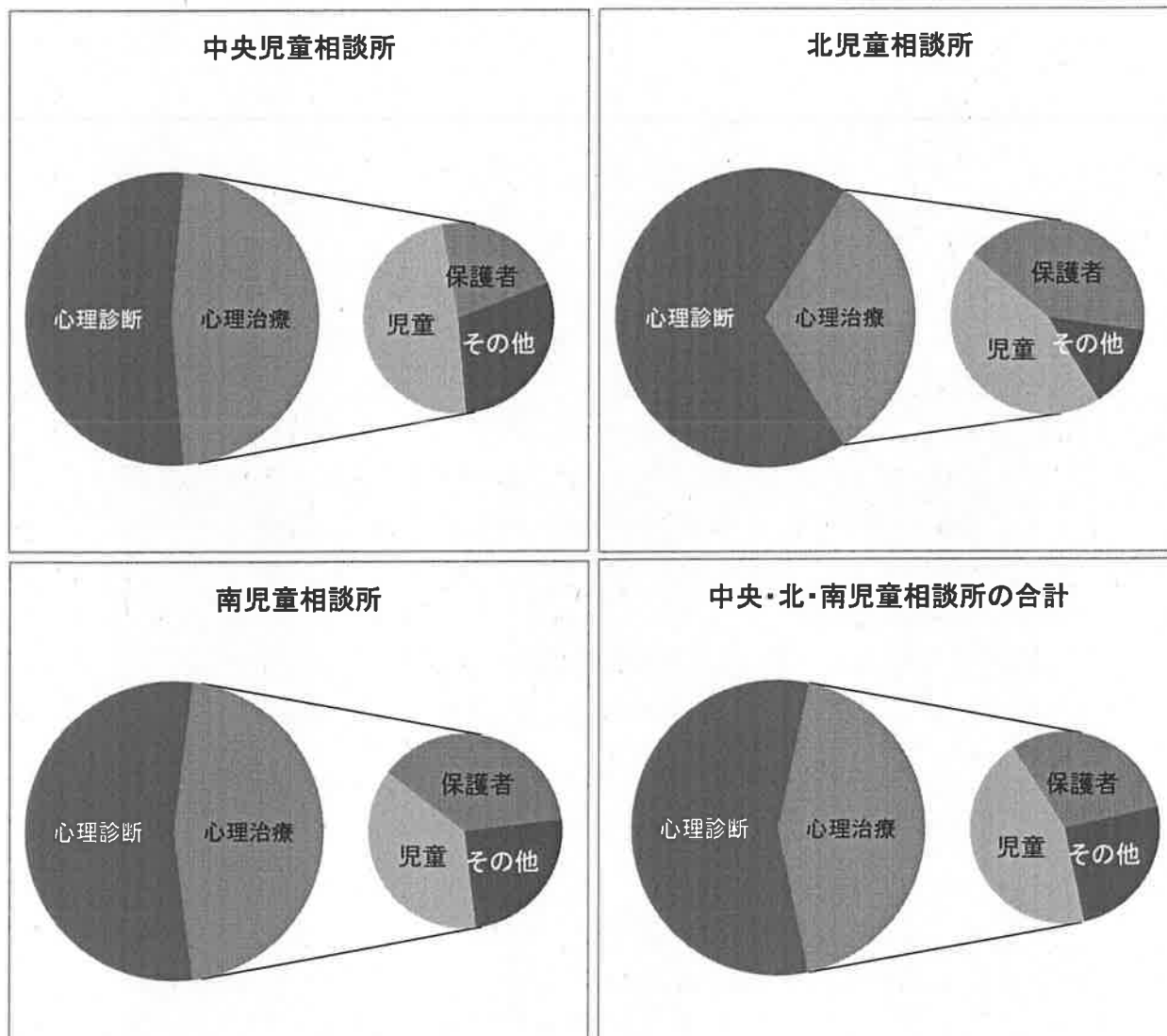
(2) 児童心理司業務実施状況 (延人数)

対象者		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所
心理診断	児童	937 (34.0%)	421 (27.0%)	424 (21.1%)
	保護者	276 (10.0%)	372 (23.9%)	332 (16.5%)
	その他	241 (8.7%)	262 (16.8%)	329 (16.4%)
心理治療	児童	634 (23.0%)	226 (14.5%)	345 (17.1%)
	保護者	284 (10.3%)	208 (13.3%)	351 (17.4%)
	その他	387 (14.0%)	70 (4.5%)	231 (11.5%)
延人数		2,759 (100.0%)	1,559 (100.0%)	2,012 (100.0%)

※ 「心理診断」とは心理診断を主たる目的として行った検査、面接、観察、指導

※ 「心理治療」とは心理療法（個人療法・集団療法）、カウンセリング等の複雑な指導を継続実施したもの

※ 「その他」とは、当該児童の入所施設職員や学校関係者などの関係者を指す



(3) 諸証明書等発行件数

A 療育手帳程度判定結果

		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合 計
新	規	107 (48.6%)	47 (40.9%)	74 (51.4%)	228 (47.6%)
再	判 定	113 (51.4%)	68 (59.1%)	70 (48.6%)	251 (52.4%)
合 計		220 (100.0%)	115 (100.0%)	144 (100.0%)	479 (100.0%)

※面接判定、書類判定の総数

B 諸証明書

		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合 計
医 療 機 関	紹介状	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)
	情報提供等	29 (25.7%)	66 (50.8%)	71 (62.3%)	166 (46.5%)
保育所・幼稚園・学校		9 (8.0%)	6 (4.6%)	11 (9.6%)	26 (7.3%)
教 育 委 員 会		4 (3.5%)	17 (13.1%)	1 (0.9%)	22 (6.2%)
市 町 村		2 (1.8%)	2 (1.5%)	1 (0.9%)	5 (1.4%)
児 童 福 祉 施 設 (保 育 所 除 く)		20 (17.7%)	25 (19.2%)	14 (12.3%)	59 (16.5%)
他 児 童 相 談 所		33 (29.2%)	3 (2.3%)	- (0.0%)	36 (10.1%)
そ の 他		16 (14.2%)	11 (8.5%)	16 (14.0%)	43 (12.0%)
合 計		113 (100.0%)	130 (100.0%)	114 (100.0%)	357 (100.0%)

13 一時保護業務

(1) 一時保護の状況

(上段：所内保護分、下段：保護委託分)

種別	29		30		元	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)
養 護	51 (2)	68.9	64 (1)	64.6	75 (6)	67.5
	56 (3)		80		63 (10)	
心身障害						
非 行	4	5.4	11 (1)	11.1	18	16.2
			3		3 (1)	
育 成	19 (1)	25.7	24 (2)	24.2	18 (4)	16.2
	4 (1)		2		2	
そ の 他						
計	74 (3)	100.0	99 (4)	100.0	111 (10)	100.0
	60 (4)		85 (0)		68 (11)	
	計 134 (7)		計 184 (4)		計 179 (21)	
延 日 数	2,574	日	2,946	日	4,217	日
	1,835		2,382		2,155	
	計 4,409		計 5,328		計 6,372	
一日当り保護人員	12.1 人		14.6 人		17.5 人	
一人当り保護日数	32.9 日		29.0 日		35.6 日	

- ・ () 内の数字は、前年度の処遇未決定分を内書で記載している。
- ・ 非行の内訳は、触法行為4名、ぐ犯17名である。
- ・ 育成の20名は全て性格行動である。
- ・ 被保護人員のうち元年度未決は21名（養護 16名、非行1名、育成4名）である。

○兄弟（姉妹）の保護状況

(上段：所内保護分、下段：保護委託分)

区分	29	30	元
2 人	6組	11組	13組
3 人	2組	3組	2組
4 人		3組	
計	8組	17組	15組
実 人 員	18人	33人	32人

- ・ 被保護人員のうち、元年度は養護15組（32名）、そのうち虐待は10組（21名）である。

○母子・父子保護の状況

区分	29	30	元
母 子	0 人 (0件)	0 人 (0件)	0 人 (0件)
父 子	0 人 (0件)	0 人 (0件)	0 人 (0件)

○迷子、家出による保護状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

区分	年度	29	30	元
迷子				
家出		人	2人	5人

○養護問題のうち虐待関係による保護状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

区分	年度	29	30	元
虐待		45人	58人	64人
		40人	47人	39人

(2) 性別・年齢別状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

年度	保護総数	性別	年齢 人数																				
				0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
29	134	男	36						1				1	2	3	1	4	6	9	5	3	1	
			37	8	3			7	6	3		1			5		1	3					
		女	38							1	2		3	2		6	3	6	4	7	4		
			23	2	2		2	2	2	2		2		3		1	1		1	3			
計	74						1	1	2	1	5	5	1	10	9	15	9	10	5				
	60	10	5		2	9	8	5		3		3	5	1	2	3	1	3					
30	184	男	46								3	4	3	6	7	4	6	3	4	4	2		
			41	8	7	2	1	1	3	5	2	3	1	3	1		1		3				
		女	53								1			7	3	5	5	8	9	9	6		
			44	9	1	4	5	1	3	1	2		3	6	1	3		1	2	1	1		
計	99								4	4	3	13	10	9	11	11	13	13	8				
	85	17	8	6	6	2	6	6	4	3	4	9	2	3	1	1	5	1	1				
元	179	男	43							2	1	6	4	2	3	7	6	3	2	7			
			29	2	1	3	2	3	3	1	1	3	4		2	1		1	1	1			
		女	68							2	1	3	2	2	9	1	6	6	13	14	9		
			39	4	2		4	3	3	1	1	1	2		3		6	1	3	3	2		
計	111							2	3	4	8	6	11	4	13	12	16	16	16				
	68	6	3	3	6	6	6	2	2	4	6		3	2	7	1	4	4	3				
		構成比 (%)	16.8						28.5						21.8			33.0					
									9.5			19.0											

(3) 出身地区別状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

年度	児相名 地区名 種別	北児童相談所			中央児童相談所		南児童相談所			県 外	住 所 不 定	計
		鹿 角	北 秋 田	山 本	秋 田	由 利	仙 北	平 鹿	雄 勝			
29	養 護		1	4	30	4	6	6			51	
		8	2	1	32	6	1	5	1		56	
	心身障害											
	非 行		1	1	2						4	
	育 成		1		16	2					19	
					4						4	
	計		3	5	48	6	6	6			74	
		8	2	1	36	6	1	5	1		60	
30	養 護	2	3	5	35	2	5	8	2	2	64	
		2	15	12	29	4	6	5	7		80	
	心身障害											
	非 行		1	1	5	3	1				11	
			2		1						3	
	育 成		4	3	10	4	3				24	
		1		1						2		
	計	2	8	9	50	9	9	8	2	2	99	
		2	18	12	31	4	6	5	7		85	
元	養 護	3	10	1	38	3	10	7	3		75	
		6	12	5	18	1	10	2	9		63	
	心身障害											
	非 行		5		9	1	3				18	
			1			1	1				3	
	育 成	1	3	1	7	3		3			18	
			1			1					2	
	計	4	18	2	54	7	13	10	3		111	
	6	14	5	18	3	11	2	9		68		
	児相別 (件)	24			61		26				111	
		25			21		22				68	
	構成比 (%)	27.4			45.9		26.8				100.0	

・ 地区については、地域振興局管内で区分している。

(4) 保護日数状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

年度	種別	保護日数				計	延日数	平均 保護日数
		1～10日	11～20日	21日～30日	31日以上			
29	養 護	19	5	2	25	51	1,850	36.3
		26	7	8	15	56		
	心身障害							
	非 行	1			3	4	132	33.0
	育 成	6	4	2	7	19	592	31.2
		3	1			4		
その他								
計		26	9	4	35	74	2,574	34.8
		29	8	8	15	60		
30	養 護	23	6	7	28	64	1,892	29.6
		25	11	10	34	80		
	心身障害							
	非 行		2	4	5	11	398	36.2
		2			1	3		
	育 成	6	5	4	9	24	656	27.3
2					2	14		
その他								
計		29	13	15	42	99	2,946	29.8
		29	11	10	35	85		
元	養 護	20	6	6	44	76	3,063	40.3
		24	14	5	20	63		
	心身障害							
	非 行	3		4	10	17	686	40.4
		1		1	1	3		
	育 成	7	2	4	5	18	468	26.0
				2	2	190		
その他								
計		30	8	14	59	111	4,217	38.0
		25	14	6	23	68		
構 成 比 (%)		30.7	12.3	11.2	45.8	100.0		

(5) 保護終了後の処遇

(上段：所内保護分、下段：保護委託分)

年 度	種 類	処遇先		福 祉 施 設										他 機 関 に 移 送	そ の 他	家 庭 復 帰	決 定 で き な い 処 遇 が も の					
		保 護 総 数	未 決 定 分	養 護					知 的 障 害									情 短				
				自 立 支 援	聖 園 天 使 園	兒 童 保 育 院	感 恩 講 堂	陽 清 学 園	県 南 愛 児 園	秋 田 赤 十 字 乳 児 院	高 清 水 園	阿 桜 園	吉 野 学 園						東 山 学 園	若 竹 学 園	や ま ば と 園	こ と り さ わ 学 園
29	養 護	51	2	6	6	2	1	1	2	1	4								26	6	1	
	心 身 障 害	56	4	5	5	2	1	1	2	1	4								32	7		
	非 行	4																				2
	健 全 育 成	19	1	1	1	1	1												7	3	2	
	そ の 他	4																	1	1		1
計	74	3	6	6	3	2	2	3	2	4								35	2		4	
30	養 護	64	1	1	1	2	4	2	2	4									33	6	6	
	心 身 障 害	80	1	2	2	3	1	3	2	17									33	9	2	6
	非 行	11	1	3															5	2		5
	健 全 育 成	24	2	1	1		1												13			4
	そ の 他	2																	2			
計	99	4	10	2	2	5	5	2	2	17								51	8	2	10	
元	養 護	85	2	2	2	3	1	3	3	1	17								46	9	3	11
	心 身 障 害	75	4	4	2	2	2	2	2	2									35	10	3	11
	非 行	44	10	2	2	1	2	2	3	2	2								18	3	1	9
	健 全 育 成	18																	8	2		1
	そ の 他	1																	16	1		1
計	111	8	2	2	2	2	2	2	2	2								59	7	4	12	
構 成 比 (%)	46	11	2	2	3	2	2	3	2	2								18	13	3	10	
																		49.0	20.4	6.4	14.0	
																						1.9
																						0.6

(6) 週間児童生活プログラム

時刻		曜日	月	火	水	木	金	土	日			
午	7:00~	起床・寝具の整理・洗面										
	7:30~	配膳・朝食										
	9:00~	朝の会										
	9:15~	掃除・洗濯物の整理										
	9:45~	目標	学習	美術	学習	学習	自由時間 (ゲームは9:30~11:30)					
		作文										
	10:30~	休み時間										
	10:45~	作文	学習	美術	学習	学習						
		学習										
	11:30~	休み時間										
11:45~	配膳・昼食・昼休み											
午	1:00~	スポーツ・作業								自由時間 (ゲームは1:00~3:00)		
	2:00~	入浴・洗濯・洗濯物干し (待っている児童は自由時間)										
	3:00~	配膳・おやつ・自由時間										
	3:45~	掃除・布団しき・夕べの会・自由時間						掃除・布団しき・自由時間				
	5:00~	読書(マンガも可)										
	5:45~	配膳・夕食・自由時間										
	7:30~	日記(ふりかえり)										
	後	7:35~	夜の学習						読書			
		8:00~	小学生以下の就寝時間									
		9:00~	中学生以上の就寝時間									

14 保健業務

(1) 児童に対する医学診断指導及び保健指導実施状況

(延人数)

項目・指導項目/年度		29	30	元
医師による 診断指導 治療	小児科医の一般検診	138	154	201
	精神科医の診察	8	3	7
	精神科医の書類審査	1		
	秋田大学医学部附属病院			
	太平療育園			
	回生会病院			
	市立秋田総合病院	20	7	5
	日赤病院	2		
	みゆきレディースクリニック	2	7	9
	歯科医院	6		17
	その他の医療機関	22	48	79
	計	199	219	318
医学的 検査	HBs抗原検査			
	肝機能血液検査		1	
	血液一般検査	7	4	6
	脳波検査	3	1	3
	心電図検査		1	
	レントゲン検査	10	5	11
	CT検査	1		
	MRI検査	3		
	婦人科に関する検査	5	9	12
	その他の検査	2	6	3
計	31	27	35	
その他	身体計測	53	74	74
	保健指導	78	49	63
	計	131	123	137

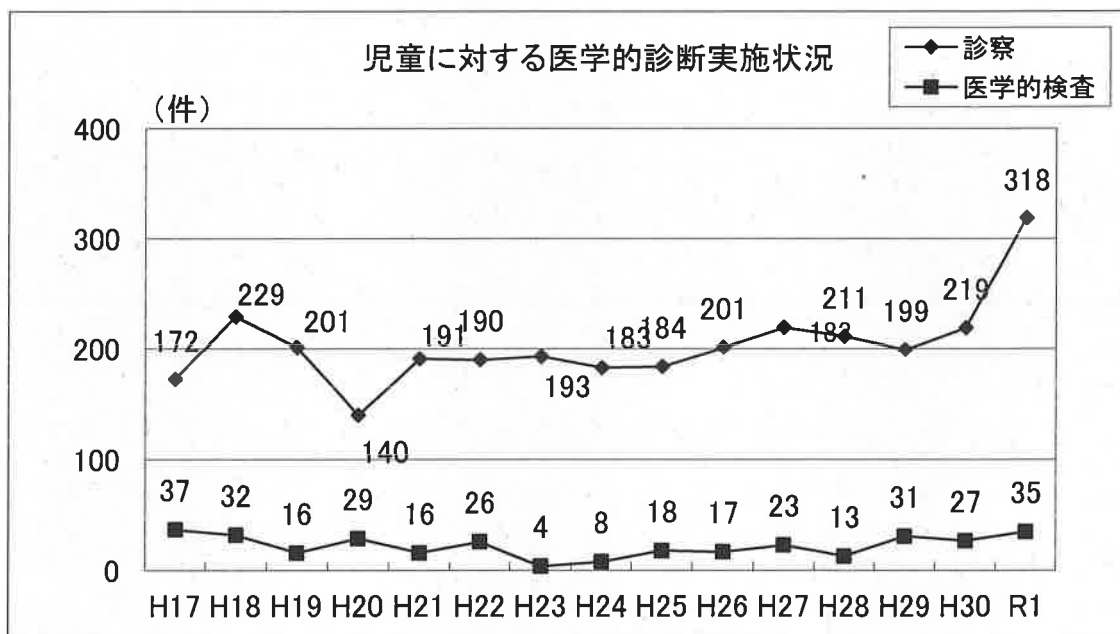
(2) 嘱託医（精神科医）の業務実績（月2回）

(延べ人数)

診察内容／年度	29	30	元
療育手帳	1		
特別児童扶養手当			
障害児福祉手当			
継続指導児童（通所）			
一時保護児童	8	3	7
その他			
合計	9 (14)	3 (3)	7 (7)

※（ ）は実人員である

(3) 医学診断実施状況（全児相）



「医学的検査」は、一時保護児童に対して行われている。

「診察」は中央児童相談所嘱託医等による一時保護児童、外来児童への診察、南北児童相談所嘱託医による外来児童の診察、南北児童相談所での1歳6ヶ月・3歳児精神発達精密健診・巡回児童相談において協力を要請している医師による診察の件数である。診察件数は医療機関への紹介状や巡回相談における児童の書類審査を除いたことにより、平成16年度より減少し、近年は200件前後で推移していたが、令和に入り一時保護児童の人数が増えたことにより診察件数が増加している。

15 家庭・地域への援助事業

(1) 巡回児童相談実施状況

地 域	回 数	相 談 者 数
大 館 鹿 角 地 区	26	90
鷹 巣 阿 仁 地 区	7	22
山 本 地 区	6	9
秋 田 地 区	4	6
由 利 地 区	10	33
仙 北 地 区	29	78
平 鹿 地 区	15	39
雄 勝 地 区	16	43
合 計	111	333

児童福祉の向上を図ることを目的に、遠隔地や必要な地域に児童相談所の機能を移動して相談活動を行う「巡回児童相談」を実施している。

年間計画に基づいて実施しているが、地域から要請があった場合は追加で相談日を設けて対応している。表は、年間計画に基づいて実施したものに、追加実施分を足した延べ数である。

令和元年度は、県内8地区において延べ111回実施した。そのうち、児童心理司が面接したものについては37ページのとおり。

スタッフは、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、家庭相談員等で構成されている。

(2) 研修生・実習生指導

所属学校名	学年	期 間	日数	人数
実習生				
・ 聖園学園短期大学	2	1. 8.28 ~ 9. 7	10	5
・ 秋田大学大学院	1	1. 9.19 ~ 9.27	3	5

(3) 施設見学者への対応

年 月 日	主 催	見 学 者	人 数
1. 6.13	秋田地方検察庁	職員、司法修習生	12
1. 6.19	秋田県公安委員会	委員・職員	5
1. 7. 5	秋田県児童養護施設協議会	職員	20
1. 7.11	大仙市中仙地区民生児童委員協議会	委員	33
1. 7.16	秋田県母子社会福祉協議会	少年指導員、保育士	20
1. 9.11	秋田家庭裁判所	司法修習生	8
1.10.17	潟上市飯田川地区民生児童委員協議会	委員	15
1.10.31	秋田東地区少年保護育成委員会	委員	15
1.11.21	秋田家庭・少年友の会	会員	20
1.11.21	秋田県警察本部生活安全部	職員	15

(4) 地域子育て支援啓発活動への協力（講師派遣）

地域における各種の研修会等に講師又は助言者として出席し、地域啓発活動及び関係機関との連携を図った。

(中央児童相談所)

年月日	名 称	主 催	場 所	
R1	4.17	由利本荘市保育協議会園長・主任保育士合同研修会	由利本荘市保育協議会	ホテルアイリス
	4.26	にかほ市民生児童委員協議会総会	にかほ市民生児童委員協議会	象潟公民館
	6.1	精神保健福祉士協会研修会	秋田県精神保健福祉士協会	秋田市文化会館
	6.13	由利本荘・にかほ地域生徒指導研究推進協議会総会	由利本荘・にかほ地域生徒指導研究推進協議会	西目公民館「シーガル」
	6.18	被害者支援ボランティア養成講座	秋田被害者支援センター	秋田被害者支援センター
	7.4	人権擁護委員研修	秋田地方法務局	秋田合同庁舎
	7.8	中通地区民生児童委員協議会定例会	中通地区民生児童委員協議会	中通児童館
	10.11	秋田県幼稚園・保育所・認定こども園中堅教諭等資質向上研修Ⅴ	秋田県教育庁幼保推進課	秋田県総合教育センター
	11.6	秋田県放課後児童支援員認定資格研修	秋田県	秋田県生涯学習センター
	11.15	研修講座	秋田県総合教育センター	秋田県総合教育センター
	11.19	中央地区放課後支援者研修会	秋田県教育庁生涯学習課	秋田県生涯学習センター
12.25	秋田大学教育文化学部講義	秋田大学	秋田大学教育文化学部	
R2	1.8	秋田大学教育文化学部講義	秋田大学	秋田大学教育文化学部
	2.14	秋田婦人ホーム講演	秋田婦人ホーム	秋田婦人ホーム

(北児童相談所)

年月日	名 称	主 催	場 所	
R1	5.13	能代市南地区民生児童委員協議会研修	能代市南地区民生児童委員協議会	能代市中央公民館
	6.8	里親登録前研修(講義)	秋田県	中央児童相談所
	8.23	八峰町保育士研修会	八峰町保育士会	八峰町峰浜地区文化交流センター
	9.12	秋田県放課後児童支援員研修	秋田県	北秋田市交流センター
	11.18	第2回子ども・子育て支援推進北秋田地区協議会研修会	子ども・子育て支援推進北秋田地区協議会	北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部
	11.26	大館市教育委員視察研修	大館市教育委員会	北児童相談所
R2	1.20	個別里親登録前研修(講義)	秋田県	陽清学園

(南児童相談所)

年月日	名 称	主 催	場 所	
R1	7.10	横手市十文字民生児童委員協議会児童福祉部会研修会	横手市十文字民生児童委員協議会	横手市役所十文字庁舎
	7.29	秋田県教育研究会横手支会生徒指導部会研修会	秋田県教育研究会横手支会	Y ² ぶらざ
	9.11	秋田県放課後児童支援員認定資格研修	秋田県	大仙市大曲交流センター
	11.9	里親登録前研修	秋田県	中央児童相談所
	11.30	仙北市PTA連合会研修会	仙北市PTA連合会	神代中学校
R2	1.15	里親登録前研修	秋田県	南児童相談所
	2.19	横手市民生児童委員協議会主任児童委員連絡協議会研修会	横手市民生児童委員協議会主任児童委員連絡協議会	横手市交流センター

16 児童虐待防止対策事業

(1) 要保護児童対策地域協議会の指導

- ・平成19年度中に、全県25市町村すべてに要保護児童対策地域協議会が設置され、活動を開始しました。県の要保護児童対策地域協議会も平成20年5月に設置されました。
- ・業務は、次の会議により進められる。

代表者会議 …………… 地域協議会の構成員の代表者による会議、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的とする。

実務者会議 …………… 実際に活動する実務者から構成される会議。

個別ケース会議 …… 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している関係機関の担当者による検討会議。

進行管理部会 …………… ケースの指導進捗状況を定期的に確認し、管理する。

・開催状況

	代表者会議	実務者会議	個別ケース会議	進行管理部会
中央児童相談所 (5市3町1村)	6カ所で 6回開催	6カ所で 13回開催	5カ所で 12回開催	市町村単位で開催
				進行管理ケース総数
				486ケース
北児童相談所 (4市4町1村)	4カ所で 4回開催	7カ所で 15回開催	8カ所で 49回開催	市町村単位で開催
				進行管理ケース総数
				334ケース
南児童相談所 (4市2町1村)	7カ所で 10回開催	7カ所で 17回開催	7カ所で 57回開催	市町村単位で開催
				進行管理ケース総数
				320ケース

(2) 啓発活動の実施

- ・児童相談所のホームページ「子育てマップ」
- ・児童虐待防止対策マニュアルの活用
- ・児童虐待防止推進月間及びDV防止キャンペーン

(3) 家族関係再構築支援事業

(中央児童相談所)

1 目的

児童虐待を受けた子どもが安全で安心な生活を送り、健やかに成長するためには、親子関係の調整のみならず、家族機能の再生・修復を視野に入れた家族全体への支援が必要である。そのため、子どもが施設入所し親子分離した場合には、将来の家庭復帰だけでなく、家族関係を再構築する総合的な支援が必要である。よって、「家族関係再構築支援チーム」を設置し、親と子のアセスメントを行い、その家族にあった個別の家族関係のあり方を検討し、虐待の再発防止を図る。

2 家族関係再構築支援チームの開催回数

月2回の定例開催とその他必要に応じ随時開催（令和元年度開催回数 33回）

3 対象児童

施設入所する被虐待児童、施設入所している被虐待児童、施設入所中で家族交流に困難のある児童（令和元年度登録ケース 74ケース）

4 検討内容

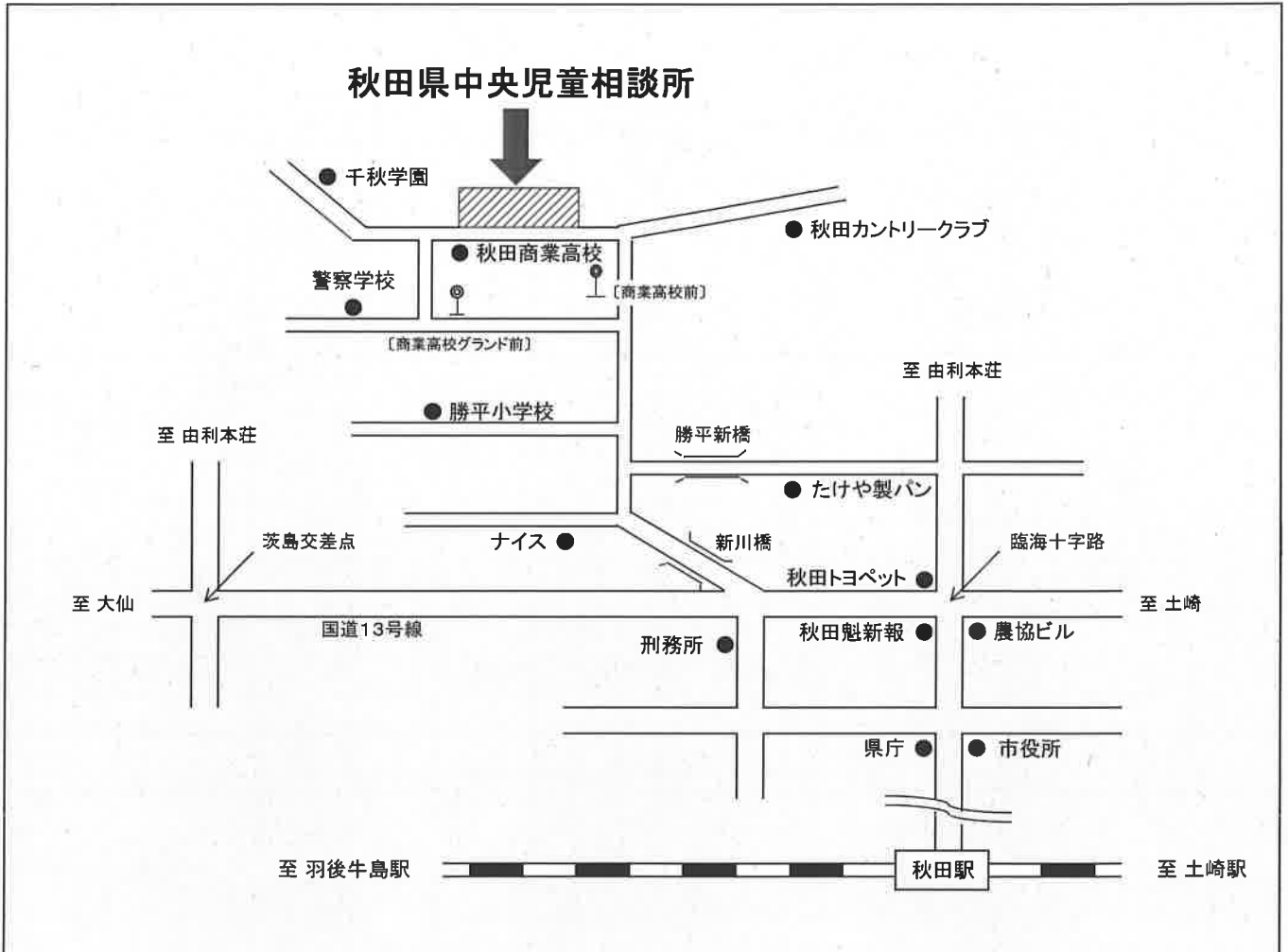
援助指針票の作成・変更、家族交流の目的と方法、家族支援プログラムの作成・変更、家族支援プログラムの進行管理

【 児 童 福 祉 施 設 一 覧 】

番号	施設名	設置主体	経営主体	事業開始年月日	郵便番号	所在地	電話番号	定員	最寄り駅
							FAX番号		
①乳児院									
1	秋田赤十字乳児院	日本赤十字社	日本赤十字社秋田県支部	S24.8.1	010-0041	秋田市広面字釣瓶町100-3	018-884-1760 018-884-1762	30	秋田駅下車 バス10分
②児童養護施設									
1	聖園天使園	(福)聖心の布教姉妹会	(福)聖心の布教姉妹会	S23.5.1	010-0911	秋田市保戸野すわ町1-58	018-823-2696 018-823-2699	50	秋田駅下車 バス10分
2	感恩講児童保育院	(福)感恩講	(福)感恩講	S23.5.1	011-0901	秋田市寺内神屋敷2-1	018-845-0483	45	土崎駅下車 バス15分
3	県南愛児園 ドリームハウス	横手市	(福)ファミリーケアサービス	S26.5.1	013-0044	横手市横山町1-1	0182-32-6065 0182-32-4678	36	横手駅下車 徒歩5分
4	陽清学園	(福)県北報公会	(福)県北報公会	S30.4.1	018-3452	北秋田市七日市字家向46-1	0186-66-2104 0186-66-2659	42	鷹巣駅下車 バス20分
③児童自立支援施設									
1	千秋学園	秋田県	秋田県	S23.1.1	010-1602	秋田市新屋下川原町1-2	018-862-2614 018-863-2416	36	秋田駅下車 バス30分
④福祉型障害児入所施設(知的障害児施設)									
1	阿桜園	(福)秋田県社会福祉事業団	(福)秋田県社会福祉事業団	S39.4.1	013-0064	横手市赤坂仁坂105	0182-32-6085 0182-32-7359	5	横手駅下車 バス10分
2	若竹学園	(福)秋田県厚生協会	(福)秋田県厚生協会	S39.4.1	010-1413	秋田市御所野地蔵田2-15-1	018-838-0607 018-839-1300	30	秋田駅下車 バス30分
3	東山学園	(福)花輪ふくし会	(福)花輪ふくし会	S40.4.1	018-5201	鹿角市花輪字案内58-8	0186-25-8876 0186-23-7877	20	花輪駅下車 バス10分
4	大野岱吉野学園	(福)県北報公会	(福)県北報公会	S44.4.1	018-3452	北秋田市七日市字家向46-1	0186-66-2104 0186-66-2659	10	鷹巣駅下車 バス25分
⑤医療型障害児入所施設(肢体不自由児施設)									
1	秋田県立医療療育センター	秋田県	地方独立行政法人秋田県立療育機構	H22.4.1	010-1409	秋田市南ヶ丘1-1-2	018-826-2401 018-826-2407	60	秋田駅下車 バス20分
⑥医療型障害児入所施設(重症心身障害児施設)									
1	独立行政法人国立病院機構あきた病院	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構	S42.2.1	018-1393	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40	0184-73-2002 0184-73-2370	160	道川駅下車 徒歩5分
2	秋田県立医療療育センター	秋田県	地方独立行政法人秋田県立療育機構	H22.4.1	010-1407	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地128	018-826-2401 018-826-2407	40	秋田駅下車 バス20分
⑦県外委託実績施設									
施設種別		施設名		郵便番号	所在地		電話番号		
児童心理治療施設		青森おおぞら学園		030-0133	青森県青森市大字雲谷字山吹237-17		017-752-0080		

<中央児童相談所案内図>

所在地 〒 010-1602 秋田県秋田市新屋下川原町1番1号
電話番号 018-862-7311
FAX番号 018-824-4010



【 交通案内 】

● 車をご利用の場合

J R秋田駅 から 約20分

● バスをご利用の場合 (秋田中央交通)

J R秋田駅西口から

川尻割山線 (6番線) [商業高校グラウンド前] 下車 徒歩5分

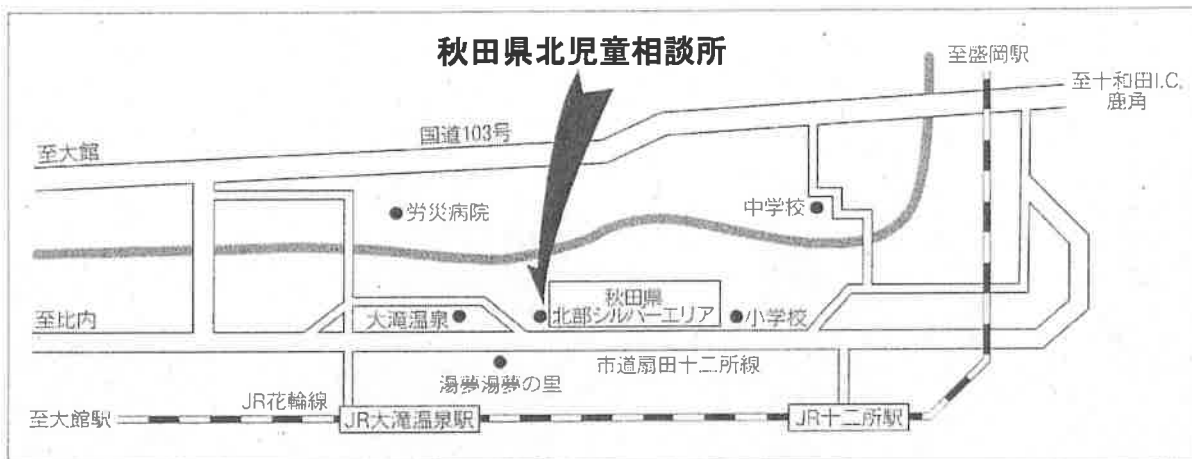
山王・商業高校線 (6番線) [商業高校前(構内)] 下車 徒歩3分

※ 山王・商業高校線は、運行時間が朝夕に限られています。

<北児童相談所案内図>

所在地 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1

電話番号 (0186) 52-3956 FAX (0186) 52-3959



【交通案内】

最寄り駅：J R 花輪線十二所駅 徒歩15分

J R 花輪線大滝温泉駅 徒歩20分

バス：J R 大館駅 駅前ステーションから

秋北バス 花輪営業所行き 約60分 北部エリア停留所下車すぐ
(北秋田地域振興局大館福祉環境部内)

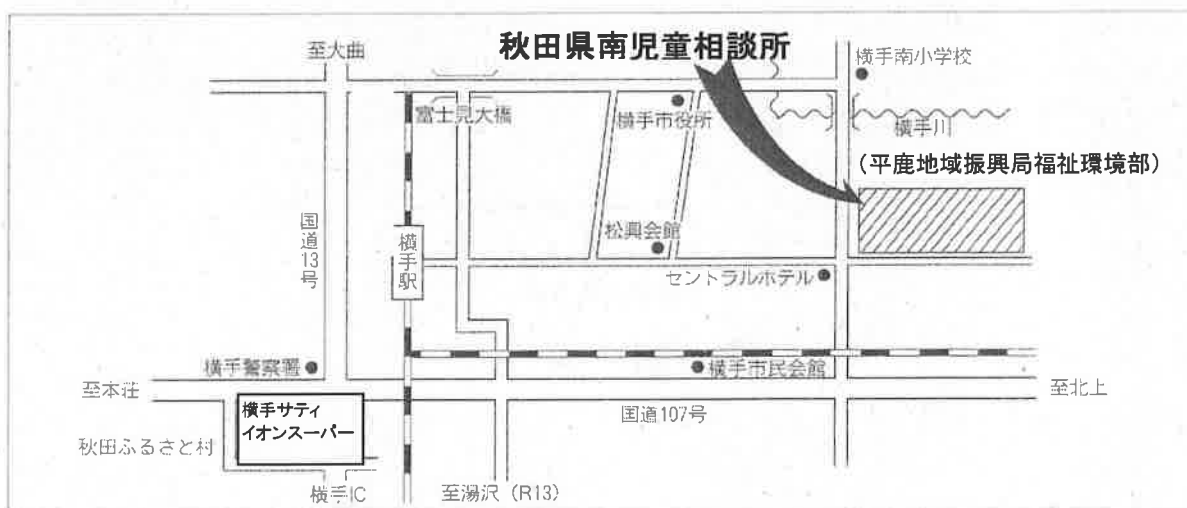
J R 鹿角花輪駅から

秋北バス 大館駅前行き 約30分 北部エリア停留所下車すぐ

<南児童相談所案内図>

所在地 〒013-8503 横手市旭川1-3-46

電話番号 (0182) 32-0500 FAX (0182) 32-3369



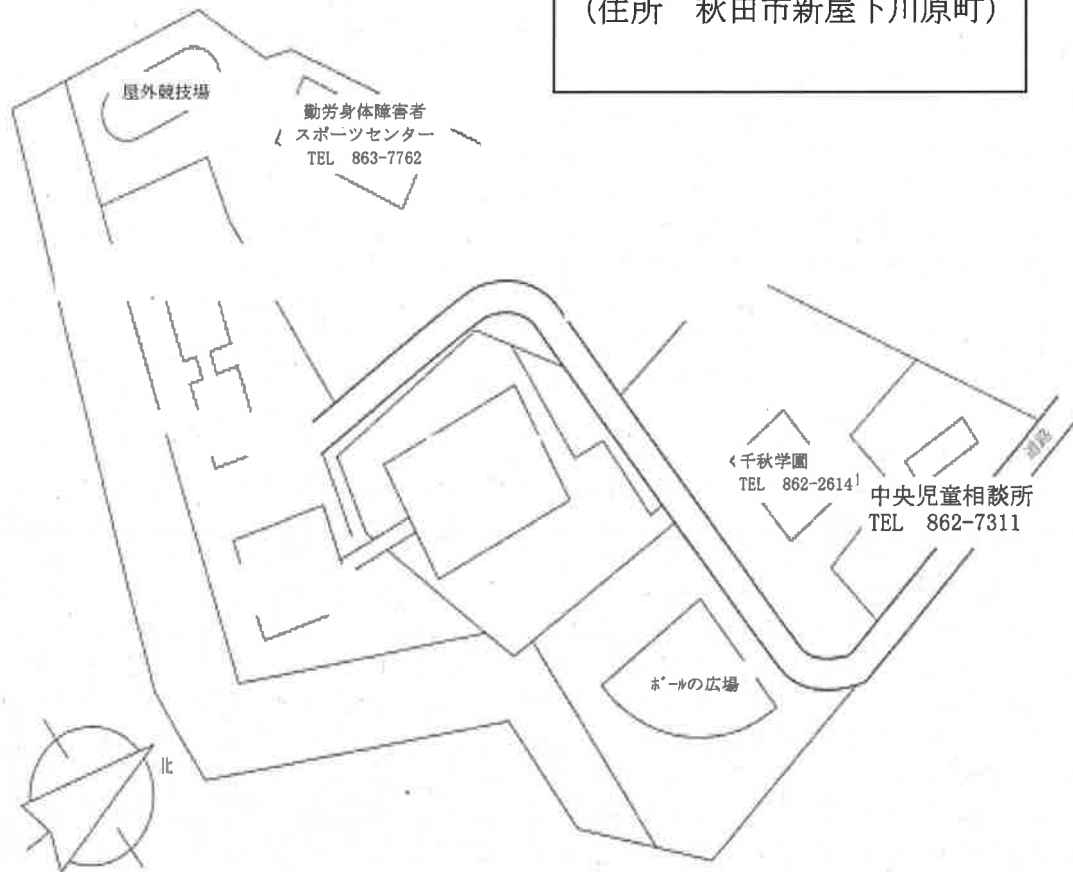
【交通案内】

最寄り駅：J R 奥羽本線横手駅 徒歩約15分 (平鹿地域振興局福祉環境部内)

バス：J R 横手駅東口から

羽後交通 横手清陵学院前行き 約3分 平鹿振興局前停留所下車す

福祉団地施設配置図
(住所 秋田市新屋下川原町)



令和2年度版
(令和元年度実績)

業 務 概 要

令和2年7月 発行

編集 秋田県中央児童相談所